条例番号	条　　例　　名	所　管　名	公　布　年　月　日
条例第１号	さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例	議　員　提　案	令和６年２月１５日
条例第２号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	区　政　推　進　部	令和６年２月２７日
条例第３号	さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	デジタル改革推進部	令和６年３月２２日
条例第４号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	職　員　課	令和６年３月２２日
条例第５号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建　築　行　政　課	令和６年３月２２日
条例第６号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例	査　察　指　導　課	令和６年３月２２日
条例第７号	さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例	学　事　課	令和６年３月２２日
条例第８号	さいたま市子ども・青少年希望基金条例	子　ど　も　政　策　課	令和６年３月２２日
条例第９号	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例	障　害　政　策　課	令和６年３月２２日
条例第１０号	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例	総　務　課（ひまわり学園）	令和６年３月２２日
条例第１１号	さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例	総　務　課（ひまわり学園）	令和６年３月２２日
条例第１２号	さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	障　害　福　祉　課	令和６年３月２２日
条例第１３号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	保育施設支援課	令和６年３月２２日
条例第１４号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保　育　課	令和６年３月２２日
条例第１５号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	幼児・放課後児童課	令和６年３月２２日
条例第１６号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	子育て支援課	令和６年３月２２日
条例第１７号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国　保　年　金　課	令和６年３月２２日
条例第１８号	さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例	介　護　保　険　課	令和６年３月２２日

条例番号	条　　例　　名	所　管　名	公　布　年　月　日
条例第１９号	さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	環　境　総　務　課	令和６年３月２２日
条例第２０号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	保健衛生総務課	令和６年３月２２日
条例第２１号	さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例	地　域　医　療　課	令和６年３月２２日
条例第２２号	さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例	区　政　推　進　部	令和６年３月２２日
条例第２３号	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	水　道　総　務　課	令和６年３月２２日
条例第２４号	さいたま市給水条例の一部を改正する条例	給　水　工　事　課	令和６年３月２２日
条例第２５号	さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	介　護　保　険　課	令和６年３月２２日
条例第２６号	さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	障　害　政　策　課	令和６年３月２２日
条例第２７号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防団活躍推進室	令和６年３月２２日
条例第２８号	さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	議　員　提　案	令和６年３月２２日
条例第２９号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例	税　制　課	令和６年３月３１日
条例第３０号	さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	国　保　年　金　課	令和６年３月３１日

さいたま市条例第１号

さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例

インターネットの普及は、多様なコミュニケーションや情報発信、情報収集を可能にし、現代社会に大きな恩恵をもたらしている。一方で、インターネットの拡散性、非対面性その他の特性に起因して、誤った情報や嫌がらせによる風評被害が瞬時に拡大し、他人の名誉や感情を傷つける誹謗（ひぼう）中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動等の人権侵害が容易に行われるといった問題が発生している。さらには、相手を傷つける意図がない場合であっても、インターネットの基本的な知識や相手に対する思いやりが欠けた発信を行うことにより、相手が傷つき、結果的に自身が加害者となる事態も起きている。

このような現状に鑑み、インターネットをめぐる問題において、誰もが加害者にも被害者にもなり得るという認識のもと、全ての市民等が、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることが重要である。また、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことも必要不可欠である。

よって、ここに、全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び議会の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　誹謗中傷等　インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不

当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。）等による当事者の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。

⑵　被害者　誹謗中傷等により平穏な日常生活、経済活動等を害された者をいう。

⑶　市民等　市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する者をいう。

⑷　行為者　誹謗中傷等を行った者をいう。

⑸　インターネットリテラシー　インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットを正しく活用する能力をいう。

（基本理念）

第３条　インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等及び事業者の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とするものとし、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由及び権利を侵害するものであってはならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施するものとする。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その従業員等に対しインターネットリテラシーの向上に資する研修を実施するよう努めるとともに、市が実施する第４条の施策に協力するよう努めるものとする。

（議会及び議員の役割）

第７条　議会及び議員は、基本理念にのっとり、本条例の趣旨を理解し、市民等の範となる行動に努めるものとする。

（連携協力）

第８条　市は、第４条の施策を円滑に実施するため、国、埼玉県、支援団体その他の関係機関と連携を図るものとする。

（インターネットリテラシーの向上）

第９条　市は、市民等及び事業者のインターネットリテラシーの向上に資する研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

２　市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民等の年齢、立場等に応じて取り組むものとする。

３　市は、児童生徒に対する第１項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

（相談支援体制の整備）

第１０条　市は、誹謗中傷等に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言並びに専門的知識を有する者の紹介を行うための相談支援体制を整備するものとする。

２　市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

３　市は、第１項の相談のほか、インターネット上で自ら発信し、又は拡散した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

（広報及び啓発）

第１１条　市は、誹謗中傷等の問題に関する市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他必要な施策を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第１２条　市は、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を推進するため、

当該施策を総合的かつ計画的に実施する体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第１３条　市は、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（検討）

２　市は、インターネットをめぐる社会状況の変化等を勘案して、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

さいたま市条例第２号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項、第１２０条の２第１項、第１２０条の３第１項及び第２項、第１２０条の６第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	［略］
⑵　［略］	［略］
⑶　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　４００円

改正前

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	［略］
⑵　［略］	［略］

	同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）				
	⑷　除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	［略］		⑶　除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	［略］
	⑸　［略］	［略］		⑷　［略］	［略］
	⑹　除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　７００円			
	⑺　届出若しくは申請の受理	［略］		⑸　届出若しくは申請の受理	［略］

の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付 ⑻　届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき　３５０円
２～８　［略］	

の証明書の交付又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 ⑹　届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類１件につき　３５０円
２～８　［略］	

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

さいたま市条例第３号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成２７年さいたま市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 ⑹　利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］
（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長（法令（条例及び規則を含む。）の規定により市長が行う事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。以下同じ。）が行う特定個人番号利用事務とする。 ２　［略］ ３　市長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 ４　［略］	（個人番号の利用範囲） 第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長（法令（条例及び規則を含む。）の規定により市長が行う事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。以下同じ。）が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。 ２　［略］ ３　市長は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 ４　［略］

附　則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第４号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　法第２２条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２９号）第８条第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 ２　法第２２条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。	（給与の種類） 第２条　法第２２条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２９号）第８条第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。 ２　法第２２条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当とする。
（手当及び手当相当報酬） 第６条　フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第２条第１項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給することができる。 ２　［略］	（手当及び手当相当報酬） 第６条　フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第２条第１項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給することができる。 ２　［略］

３　６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第２７条第２項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当及び勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。	３　６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第２７条第２項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　［略］ ２　職員給与条例第３０条第１項（教職員給与条例第２６条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　［略］ ２　職員給与条例第３０条第１項（教職員給与条例第２６条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、

める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第２３条　技能職員で会計年度任用職員（法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>、期末手当及び勤勉手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。 ２　［略］	（会計年度任用職員の給与） 第２３条　技能職員で会計年度任用職員（法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。 ２　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第５号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（減免）
第４条　［略］
２・３　［略］
４　市長が特に必要があると認める建築物については、別表第１４項、第１４項の２及び第１５項から<u>第５１項の９</u>までに規定する手数料を免除する。

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">１～５１の６　［略］</td></tr>
<tr><td>５１の７　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）第１３７条の１２第６項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td><td>１件につき　２７，０００円</td></tr>
<tr><td>５１の８　令第１３７条の１２第７項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td><td>１件につき　２７，０００円</td></tr>
<tr><td><u>５１の９</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の１０</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の１１</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の１２</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">５２～５６　［略］</td></tr>
</table></td><td>（減免）
第４条　［略］
２・３　［略］
４　市長が特に必要があると認める建築物については、別表第１４項、第１４項の２及び第１５項から<u>第５１項の７</u>までに規定する手数料を免除する。

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">１～５１の６　［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の７</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の８</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の９</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td><u>５１の１０</u>　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">５２～５６　［略］</td></tr>
<tr><td>５７　租税特別措置法施行令第２０条の２第１３項</td><td>１件につき　３１，０００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

５７　［略］	［略］
５８　［略］	［略］
５９　［略］	［略］
６０　［略］	［略］
６１～７２　［略］	
７３　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 ⑴・⑵　［略］	［略］
７４～７９　［略］	
８０　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料 ⑴・⑵　［略］	［略］

備考

１～３　［略］

４　第６１項、第６２項、第６３項の２及び第６３項の３において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第５条第１項から第７項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する１の建築物の延べ面積（令第２条第１項第４号の規定により算出された延べ面積）をいう。

５　第６８項から第６９項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（令第２条第１項第４号の規定により算出された延べ面積）をいう。

６・７　［略］

又は第３８条の４第２２項の規定による特定の民間再開発事業認定の申請に対する審査	
５８　［略］	［略］
５９　［略］	［略］
６０　［略］	［略］
６０の２　［略］	［略］
６１～７２　［略］	
７３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 ⑴・⑵　［略］	［略］
７４～７９　［略］	
８０　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料 ⑴・⑵　［略］	［略］

備考

１～３　［略］

４　第６１項、第６２項、第６３項の２及び第６３項の３において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第５条第１項から第７項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する１の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第４号の規定により算出された延べ面積）をいう。

５　第６８項から第６９項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第２条第１項第４号の規定により算出された延べ面積）をいう。

６・７　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表第５７項を削り、第５８項を第５７項とし、第５９項を第５８項とし、第６０項を第５９項とし、第６０項の２を第６０項とする改正は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第６号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>１　［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>２　法第１１条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査</td><td></td></tr>
<tr><td>⑴　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑵　貯蔵所</td><td></td></tr>
<tr><td>ア～ウ　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>エ　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成１２年自治省令第５号）<u>第１条の３</u>に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて</td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>１　［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>２　法第１１条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査</td><td></td></tr>
<tr><td>⑴　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑵　貯蔵所</td><td></td></tr>
<tr><td>ア～ウ　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>エ　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成１２年自治省令第５号）<u>第１条の２</u>に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	同じ。）、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第１条の４に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）				同じ。）、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第１条の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		
	㈦～㈶　［略］	［略］			㈦～㈶　［略］	［略］	
	オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所				オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
	㈦　危険物の貯蔵最大数量が１，０００キロリットル以上５，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，４５０，０００円			㈦　危険物の貯蔵最大数量が１，０００キロリットル以上５，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，１８０，０００円	
	㈧　危険物の貯蔵最大数量が５，０００キロリットル以上１０，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，７２０，０００円			㈧　危険物の貯蔵最大数量が５，０００キロリットル以上１０，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，４１０，０００円	
	㈨　危険物の貯蔵最大数量が１０，０００キロリットル以上５０，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，９２０，０００円			㈨　危険物の貯蔵最大数量が１０，０００キロリットル以上５０，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，５９０，０００円	
	㈩　危険物の貯蔵最大数量が５０，０００キロリットル以上１００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　２，３６０，０００円			㈩　危険物の貯蔵最大数量が５０，０００キロリットル以上１００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　１，９５０，０００円	

㈥　危険物の貯蔵最大数量が１００，０００キロリットル以上２００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　２，７４０，０００円
㈦　危険物の貯蔵最大数量が２００，０００キロリットル以上３００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　５，６４０，０００円
㈧　危険物の貯蔵最大数量が３００，０００キロリットル以上４００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　７，２４０，０００円
㈨　危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル以上のもの	１件につき　８，７９０，０００円
カ～シ　［略］	［略］
⑶　［略］	［略］
３～１５　［略］	
１６　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第５条第１項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 ⑴　［略］ ⑵　高圧ガス保安法第５条第１項第１号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第２２項にお	［略］

㈥　危険物の貯蔵最大数量が１００，０００キロリットル以上２００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　２，２７０，０００円
㈦　危険物の貯蔵最大数量が２００，０００キロリットル以上３００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　４，５５０，０００円
㈧　危険物の貯蔵最大数量が３００，０００キロリットル以上４００，０００キロリットル未満のもの	１件につき　５，８２０，０００円
㈨　危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル以上のもの	１件につき　７，０７０，０００円
カ～シ　［略］	［略］
⑶　［略］	［略］
３～１５　［略］	
１６　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第５条第１項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 ⑴　［略］ ⑵　高圧ガス保安法第５条第１項第１号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び第２２項において同じ。）	［略］

いて同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（次号に掲げる者を除く。） ア～コ　［略］ ⑶　前号に掲げる者であって移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「液化石油ガス法」という。）第３７条の４第１項の許可を受けたもの ⑷　［略］	［略］ １件につき　６，０００円 ［略］	のみを使用して高圧ガスの製造をするもの ア～コ　［略］ ⑶　［略］	［略］ ［略］
１７～１９　［略］		１７～１９　［略］	
２０　高圧ガス保安法第２０条第１項又は第３項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査 ⑴　高圧ガス保安法第２０条第１項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査	第１６項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の３に相当する金額（高圧ガス保安法第５条第１項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第３７条の３第１項の完成検査を受け、液化石油ガス法第３７条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、６，１００円）	２０　高圧ガス保安法第２０条第１項又は第３項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査 ⑴　高圧ガス保安法第２０条第１項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査	第１６項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の３に相当する金額（高圧ガス保安法第５条第１項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「液化石油ガス法」という。）第３７条の３第１項の完成検査を受け、同法第３７条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、６，１０

⑵　［略］ ⑶　高圧ガス保安法第２０条第３項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査 ⑷　［略］	［略］ 第１７項各号に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の３に相当する金額（高圧ガス保安法第１４条第１項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第３７条の３第１項の完成検査を受け、液化石油ガス法第３７条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、６，１００円） ［略］
２１～４３　［略］	

	０円）
⑵　［略］ ⑶　高圧ガス保安法第２０条第３項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査 ⑷　［略］	［略］ 第１７項各号に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の４分の３に相当する金額（高圧ガス保安法第１４条第１項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第３７条の３第１項の完成検査を受け、同法第３７条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、６，１００円） ［略］
２１～４３　［略］	

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第７号

さいたま市教育振興基金条例の一部を改正する条例

さいたま市教育振興基金条例（平成１３年さいたま市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　さいたま市立学校教職員等海外派遣研修事業及びさいたま市大学等進学「夢」支援（第６条においてこれらを「事業」という。）に要する費用に充てるため、さいたま市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第１条　さいたま市立学校教職員等海外派遣研修事業に要する費用に充てるため、さいたま市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第８号

さいたま市子ども・青少年希望基金条例

（設置）

第１条　子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市子ども・青少年希望（ゆめ）基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

⑴　前条の設置目的に対する寄附金額

⑵　市の積立金額

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第９号

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成２３年さいたま市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　差別　次に掲げる行為<u>及び市又は事業者が、合理的配慮に基づく措置を行わなければ障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること</u>をいう。 ア　［略］ イ　障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ ウ　障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ エ～ク　［略］ ⑼・⑽　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　差別　次に掲げる行為をいう。 ア　［略］ イ　障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ <u>(ｳ)　合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</u> ウ　障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ <u>(ｳ)　合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</u> エ～ク　［略］ ⑼・⑽　［略］

（意思疎通等が困難な障害者に対する施策等） 第２５条　［略］ ２　［略］ ３　事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。 ４　［略］ （障害者の社会参加の機会の拡大） 第２６条　［略］ ２　［略］ ３　建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。	（意思疎通等が困難な障害者に対する施策等） 第２５条　［略］ ２　［略］ ３　事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。 ４　［略］ （障害者の社会参加の機会の拡大） 第２６条　［略］ ２　［略］ ３　建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第１０号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成１３年さいたま市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置等）
第２条　センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>障害児総合療育施設</td><td>さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地<u>（児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋６丁目１４５０番地１）</u></td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td><td>さいたま市西区三橋６丁目１４５０番地１</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table>２～４　［略］

（業務）
第１０条　障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４３条に規定する施設として、<u>法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に関する</u>業務を行う。

２　児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
⑴　法<u>第６条の２の２第４項</u>に規定する居宅訪問</td><td>（名称及び位置等）
第２条　センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>障害児総合療育施設</td><td rowspan="2">さいたま市西区三橋６丁目１５８７番地</td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table>２～４　［略］

（業務）
第１０条　障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４３条に規定する施設として、<u>次に掲げる</u>業務を行う。

<u>⑴　法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援に関すること。</u>
<u>⑵　法第６条の２の２第３項に規定する医療型児童発達支援に関すること。</u>
２　児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
⑴　法<u>第６条の２の２第５項</u>に規定する居宅訪問</td></tr>
</table>

型児童発達支援に関すること。 ⑵　法第６条の２の２第５項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 ⑶　法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援に関すること。 ⑷　［略］ （利用者の資格） 第１２条　法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援又は同条第５項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。 ⑴～⑶　［略］ ２　法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第２４条の２６第１項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。 ３　［略］ （業務） 第１９条　療育センターさくら草に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、法第４３条に規定する施設として、第１０条第１項に規定する業務を行う。 ２　［略］	型児童発達支援に関すること。 ⑵　法第６条の２の２第６項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 ⑶　法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援に関すること。 ⑷　［略］ （利用者の資格） 第１２条　法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援、同条第３項に規定する医療型児童発達支援又は同条第６項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。 ⑴～⑶　［略］ ２　法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第２４条の２６第１項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。 ３　［略］ （業務） 第１９条　療育センターさくら草に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、法第４３条に規定する施設として、第１０条第１項各号に掲げる業務を行う。 ２　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第１１号

さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例

（さいたま市さくら草学園条例の一部改正）

第１条　さいたま市さくら草学園条例（平成１３年さいたま市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第２条　学園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。次条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］	（業務） 第２条　学園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援をいう。次条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］

（さいたま市杉の子園条例の一部改正）

第２条　さいたま市杉の子園条例（平成１３年さいたま市条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第６項に	（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第７項に

規定する障害児相談支援をいう。第４条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］	規定する障害児相談支援をいう。第４条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第３条　さいたま市はるの園条例（平成２２年さいたま市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。第４条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］	（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴　［略］ ⑵　障害児相談支援（法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援をいう。第４条第２項において同じ。）に関すること。 ⑶・⑷　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第１２号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成１３年さいたま市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象者） 第３条　医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア　［略］ イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者 ウ　他の市町村の長が、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 エ　［略］ オ　［略］ カ　［略］ キ　［略］ ク　［略］ ケ　［略］ コ　［略］ ⑵　［略］ ⑶　本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定す	（対象者） 第３条　医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア　［略］ イ　［略］ ウ　［略］ エ　［略］ オ　［略］ カ　［略］ キ　［略］ ク　［略］ ⑵　［略］

る介護保険施設に入所している者 ⑷　市長が、老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 ⑸　［略］ ⑹　［略］ ⑺　［略］ ⑻　［略］ ⑼　［略］ ⑽　［略］ ⑾　［略］ ⑿　［略］ ⒀　［略］ ２　前項の規定（同項第１号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　他の地方公共団体の負担において、この条例による医療費助成金と同等の医療に関する給付を現に受けている者	⑶　［略］ ⑷　［略］ ⑸　［略］ ⑹　［略］ ⑺　［略］ ⑻　［略］ ⑼　［略］ ⑽　［略］ ⑾　［略］ ２　前項の規定（同項第１号アからクまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴～⑷　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例第３条第１項第１号イ及びウ、第３号並びに第４号の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの号に掲げる施設に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に当該施設に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。

さいたま市条例第１３号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年さいたま市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（掲示等） 第２３条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	（掲示） 第２３条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（電磁的記録等） 第５３条　［略］ ２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電	（電磁的記録等） 第５３条　［略］ ２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電

子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］	子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］

（さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入居申込者に対する説明、契約等） 第１５条　［略］ ２～６　［略］ ７　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第１０項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第２項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］	（入居申込者に対する説明、契約等） 第１５条　［略］ ２～６　［略］ ７　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第１０項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第２項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項の重要事項及び第２項の事項を記録したものを交付する方法	⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項の重要事項及び第２項の事項を記録したものを交付する方法
８～１１　［略］	８～１１　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第１４号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成１３年さいたま市条例第１７５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>さいたま市立岩槻本町保育園</td><td>さいたま市岩槻区本町２丁目５番５号</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>さいたま市立岩槻本町保育園</td><td>さいたま市岩槻区本町２丁目６番１９号</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和６年５月１３日から施行する。

さいたま市条例第１５号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成１３年さいたま市条例第１７８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>さいたま市立天沼放課後児童クラブ</td><td>さいたま市大宮区天沼町１丁目１９４番地</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>さいたま市立天沼放課後児童クラブ</td><td>さいたま市大宮区天沼町２丁目１０７７番地</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和６年３月２５日から施行する。

さいたま市条例第１６号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成１９年さいたま市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　［略］ ⑵　乳幼児・児童　市内に住所を有する<u>１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者</u>で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ア～エ　［略］ ⑶～⑻　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　［略］ ⑵　乳幼児・児童　市内に住所を有する<u>学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者</u>で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ア～エ　［略］ ⑶～⑻　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の各号のいずれにも該当する者の保護者（この条例による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第２条

第３号に規定する保護者であって、第２号に規定する月の末日において同号に規定する者に係るこの条例による改正前のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第２条第４号に規定する受給資格者であったものに限る。）であって、第２号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するものについて、施行日に新条例第７条第１項の規定による申請があったものとみなして同条第２項に規定する登録及び同条第５項に規定する受給資格証の交付をすることができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第２項の登録を受けた者とみなす。

⑴　施行日に新条例の規定により新たに新条例第２条第２号に定める乳幼児・児童に該当することと見込まれる者であって、次号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するもの

⑵　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日において旧条例第２条第２号に定める乳幼児・児童に該当していた者

３　新条例第７条第５項の規定による受給資格者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても同条の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第１項の申請をし、及び同条第２項の登録を受けた者とみなす。

さいたま市条例第１７号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成１４年さいたま市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第５条　第３条第２項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者１人について<u>３万５，０００円</u>とする。	（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第５条　第３条第２項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者１人について<u>３万２，８００円</u>とする。
（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第７条　第３条第３項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者１人について<u>１万２，２００円</u>とする。	（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第７条　第３条第３項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者１人について<u>１万８００円</u>とする。
（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額） 第９条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について<u>１万３，４００円</u>とする。	（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額） 第９条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について<u>１万２，０００円</u>とする。
（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超える場合には、２２万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 ⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合には	（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超える場合には、２２万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 ⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合には

その発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２４，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　８，５４０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　９，３８０円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗

その発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２２，９６０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，５６０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　８，４００円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗

じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に２９万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１７，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，１００円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　６，７００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５３万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，０００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，４４０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，６８０円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に２９万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１６，４００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　５，４００円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　６，０００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５３万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，５６０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，１６０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，４００円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　５，２５０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，７５０円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１４，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１７，５００円 ⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，８３０円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，０５０円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　４，８８０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，１００円 ３・４　［略］	ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　４，９２０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，２００円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１３，１２０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１６，４００円 ⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，６２０円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　２，７００円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　４，３２０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　５，４００円 ３・４　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第１８号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成１３年さいたま市条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護認定審査会の委員の定数） 第２条　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１５条第１項に規定するさいたま市介護認定審査会の委員の定数は、３４０人以内とする。	（介護認定審査会の委員の定数） 第２条　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１５条第１項に規定するさいたま市介護認定審査会の委員の定数は、３２０人以内とする。
（保険料率等） 第３条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する第１号被保険者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３４，９７７円 ⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　４６，１２４円 ⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　５３，０４２円 ⑷　令第３９条第１項第４号に掲げる者　６９，１８５円 ⑸　令第３９条第１項第５号に掲げる者　７６，８７２円 ⑹　次のいずれかに該当する者　８４，５６０円 ア　合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第	（保険料率等） 第３条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第９条第１号に規定する第１号被保険者（以下「第１号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３６，２０４円 ⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　４３，４４５円 ⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　４７，０６６円 ⑷　令第３９条第１項第４号に掲げる者　６１，５４７円 ⑸　令第３９条第１項第５号に掲げる者　７２，４０８円 ⑹　次のいずれかに該当する者　７９，６４９円 ア　合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第

１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　９９，９３４円

ア　合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　１１５，３０８円

ア　合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　１３０，６８３円

ア　合計所得金額が３２０万円以上４２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第１

１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が１２５万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ若しくは第１１号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　９４，１３１円

ア　合計所得金額が１２５万円以上２００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第９号イ、第１０号イ若しくは第１１号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　１０８，６１２円

ア　合計所得金額が２００万円以上３５０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第１０号イ若しくは第１１号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　１２３，０９４円

ア　合計所得金額が３５０万円以上５００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第１１号イ

２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑽　次のいずれかに該当する者　１４６，０５７円

ア　合計所得金額が４２０万円以上５２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第１２号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑾　次のいずれかに該当する者　１６１，４３２円

ア　合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ、第１３号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⑿　次のいずれかに該当する者　１７６，８０６円

ア　合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第１４号イに該当する者を除く。）

⒀　次のいずれかに該当する者　１８４，４９３円

ア　合計所得金額が７２０万円以上１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⒁　次のいずれかに該当する者　２１５，２４２円

ア　合計所得金額が１，０００万円以上１，５

に該当する者を除く。）

⑽　次のいずれかに該当する者　１４４，８１６円

ア　合計所得金額が５００万円以上７００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⑾　次のいずれかに該当する者　１６６，５３９円

ア　合計所得金額が７００万円以上１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） ⒂　前各号のいずれにも該当しない者　２３０，６１６円 ２　前項第１号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第５項の規定による保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万１，９０９円とする。 ３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第６項の規定による保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、３万７４９円とする。 ４　第１項第３号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第７項の規定による保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、５万２，６５８円とする。 ５　［略］ （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第５条　［略］ ２　［略］ ３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ⑴に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ又は第１３号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第１３号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	⑿　前各号のいずれにも該当しない者　１９１，８８２円 ２　前項第１号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第５項の規定による保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万１，７２３円とする。 ３　第１項第２号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第６項の規定による保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万５，３４３円とする。 ４　第１項第３号に掲げる第１号被保険者について、令第３９条第７項の規定による保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、４万３，４４５円とする。 ５　［略］ （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第５条　［略］ ２　［略］ ３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ⑴に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第３条第１項から第４項までの規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第１９号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成２４年さいたま市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　空き家等　市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等をいう。 ⑵　管理不全な状態　法第２条第２項又は法第１３条第１項に規定する状態をいう。 ⑶　所有者等　法第５条に規定する所有者等をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　空き家等　市内に所在する建物その他の土地の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。 ⑵　管理不全な状態　空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。 ア　老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること。 イ　建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に損害を及ぼすおそれのあること。 ウ　不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのあること。 エ　雑草が繁茂し、又は害虫が発生し、若しくは動物（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成１８年さいたま市条例第４６号）第２条第１号の動物を除く。以下同じ。）の死体、ふん尿その他の汚物が放置され、若しくは動物の毛等が飛散すること等に起因して当該敷地外の良好な生活環境を阻害するおそれのあること。 ⑶　所有者等　空き家等を所有し、又は管理する者をいう。 （調査等） 第６条　市長は、第３条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、

	この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該空き家等に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （指導） 第７条　市長は、前条の規定による調査等により管理不全な状態にあると認める空き家等の所有者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な指導をすることができる。 （勧告） 第８条　市長は、前条の規定による指導をした場合において、所有者等がなお空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
（命令） 第６条　市長は、法第１３条第２項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講じるよう命じることができる。 （公表） 第７条　市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。 ⑴～⑷　［略］ ２　前項の規定は、法第２２条第３項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、前項中「前条」とあるのは「法第２２条第３項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「空き家等」とあるのは「法第２条第２項の特定空家等」と読み替えるものとする。 ３　市長は、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。 （必要な措置の要請）	（命令） 第９条　市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。 （公表） 第１０条　市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。 ⑴～⑷　［略］ ２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。 （必要な措置の要請）

<table>
<tr>
<td>第８条　市長は、空き家等が犯罪行為の用に供され、又は供されようとしている等緊急の必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第９条　［略］

第１０条　［略］</td>
<td>第１１条　市長は、空き家等が犯罪行為の用に供され、又は供されようとしている等緊急の必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署長に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第１２条　［略］

（空家等対策の推進に関する特別措置法との関係）
第１３条　第６条から第９条までの規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。次項において「法」という。）第２条第２項の特定空家等については、適用しない。
２　第１０条の規定は、法第１４条第３項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<table>
<tr><td rowspan="2">第１０条第１項</td><td>前条の規定による命令を受けた所有者等</td><td>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下この項において「法」という。）第１４条第３項の規定による命令を受けた者</td></tr>
<tr><td>同条</td><td>同項</td></tr>
<tr><td>第１０条第１項第１号</td><td>前条</td><td>法第１４条第３項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１０条第１項第２号</td><td>前条</td><td>法第１４条第３項</td></tr>
<tr><td>空き家等</td><td>法第２条第２項の特定空家等</td></tr>
<tr><td>第１０条第１項第３号</td><td>前条</td><td>法第１４条第３項</td></tr>
<tr><td>第１０条第２項</td><td>当該命令を受けた所有者等</td><td>当該命令を受けた者又はその代理人</td></tr>
</table>

第１４条　［略］</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（さいたま市空き地の環境保全に関する条例の一部改正）

２　さいたま市空き地の環境保全に関する条例（平成１３年さいたま市条例第１８８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　空き地　現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第１項の敷地を除いたものをいう。 ⑵　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　空き地　現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地であって、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成２４年さいたま市条例第４４号）第２条第１号の敷地を除いたものをいう。 ⑵　［略］

さいたま市条例第２０号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成１９年さいたま市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第３８条の２第２項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第３８条の２第３項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。
（報告） 第２条　法第３８条の２第２項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第２０条の５各号に規定する事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	（報告） 第２条　法第３８条の２第３項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第２０条の５各号に規定する事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第２１号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例（平成２４年さいたま市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（病院の従業者の基準） 第３条　法第２１条第１項第１号の規定により病院が有しなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士<u>又は管理栄養士</u>　病床数１００以上の病院にあっては、１ ⑸・⑹　［略］ ２・３　［略］	（病院の従業者の基準） 第３条　法第２１条第１項第１号の規定により病院が有しなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　栄養士　病床数１００以上の病院にあっては、１ ⑸・⑹　［略］ ２・３　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第２２号

さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例

（さいたま市印鑑条例の一部改正）

第１条　さいたま市印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票を作成して、当該印鑑を登録するものとする。 ２　市長は、前項の印鑑登録原票には、次に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴～⑺　［略］ ３　前項第２号から第７号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する。	（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録票を作成して、当該印鑑を登録するものとする。 ２　市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。 ⑴～⑺　［略］ ３　前項第２号から第７号までに掲げる事項を登録する印鑑登録票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。
（印鑑登録証の引換交付） 第８条　印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、引換交付することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。 ２　［略］	（印鑑登録証の再交付） 第８条　印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、再交付することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。 ２　［略］
（印鑑登録証の返還） 第９条　印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため引換交付を受けようとするとき。 ⑶・⑷　［略］	（印鑑登録証の返還） 第９条　印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため再交付を受けようとするとき。 ⑶・⑷　［略］

（印鑑登録原票の登録事項の修正） 第１１条　［略］ ２　市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。 ３　前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録原票を修正することができる。	（印鑑登録票の登録事項の修正） 第１１条　［略］ ２　市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録票を修正するものとする。 ３　前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。
（印鑑登録原票の消除） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録原票を消除しなければならない。 ⑴～⑻　［略］	（印鑑登録票の消除） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。 ⑴～⑻　［略］
（印鑑登録証明書の交付申請） 第１３条　印鑑登録者又はその代理人（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。）は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は個人番号カードを添えて、市長に申請しなければならない。	（印鑑登録証明書の交付申請） 第１３条　印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下この項において「法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第７項の規定により記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下この項において「法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第７項の規定により記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
３　［略］	３　［略］

（印鑑登録証明書の交付） 第１４条　市長は、前条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。 ⑴　印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨 ⑵～⑸　［略］	（印鑑登録証明書の交付） 第１４条　市長は、第１３条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の写し（電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。 ⑴　印鑑登録票に登録されている印影の写しに相違ない旨 ⑵～⑸　［略］

（さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

第２条　さいたま市認可地縁団体印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（印鑑の登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係るさいたま市印鑑条例第６条第１項の印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 ２～４　［略］	（印鑑の登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 ２～４　［略］

（さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の一部改正）

第３条　さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成２７年さいたま市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 １　［略］ （住民基本台帳カードの利用に関する経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第５条第１項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用（同条例第２条第１号に規定する自動交付機による交付の利用を除く。）については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日又は令和６年４月３０日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。 ３～７　［略］	附　則 １　［略］ （住民基本台帳カードの利用に関する経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第５条第１項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。 ３～７　［略］

附　則

この条例中第３条の規定は公布の日から、第１条中第１３条の改正は令和６年４月１日から、第１条の規定（同条中第１３条の改正を除く。）及び第２条の規定は同年５月７日から施行する。

さいたま市条例第２３号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２７７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第２２条　水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 ２　［略］	（会計年度任用職員の給与） 第２２条　水道局企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。 ２　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第２４号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成１３年さいたま市条例第２７８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給水装置の新設等の申込み） 第９条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２～４　［略］ （給水装置の基準違反に対する措置） 第４２条　［略］ ２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 ３　［略］ （過料） 第４５条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 ⑴　第９条第１項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微	（給水装置の新設等の申込み） 第９条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２～４　［略］ （給水装置の基準違反に対する措置） 第４２条　［略］ ２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 ３　［略］ （過料） 第４５条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。 ⑴　第９条第１項の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微

な変更を除く。）又は撤去をした者 ⑵～⑷　［略］	な変更を除く。）又は撤去をした者 ⑵～⑷　［略］

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

さいたま市条例第２５号

さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（記録の整備） 第９条　［略］ ２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１５条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２６条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　第２８条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第９条　［略］ ２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１５条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２６条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　第２８条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（職員の配置の基準） 第１２条　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ６～１２　［略］	（職員の配置の基準） 第１２条　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ６～１２　［略］
（協力医療機関等） 第２４条　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる	（協力病院等） 第２４条　養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定め

要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　養護老人ホームは、協力医療機関が、第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ６　［略］	ておかなければならない。 ２　［略］

（さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章　［略］ 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第２条―第３１条の３） 第３章～第６章　［略］ 附則	目次 第１章　［略］ 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第２条―第３１条の２） 第３章～第６章　［略］ 附則
（記録の整備） 第９条　［略］ ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１５条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　第３１条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第９条　［略］ ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１５条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　第３１条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（緊急時等の対応） 第２２条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１１条第１項第２号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	（緊急時等の対応） 第２２条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１１条第１項第２号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（施設長の責務） 第２３条　［略］ ２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の３までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行	（施設長の責務） 第２３条　［略］ ２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の２までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行

うものとする。	うものとする。
（協力医療機関等） 第２７条　特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（協力病院等） 第２７条　特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
６　［略］	２　［略］
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及	

び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第３１条の３　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第４０条　［略］

２～４　［略］

５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

６　［略］

（勤務体制の確保等）

第４０条　［略］

２～４　［略］

５　［略］

（準用）

第４２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から第３１条の３までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の３まで」とあるのは「第３４条及び第３６条から第４１条まで並びに第４２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から第３１条の３まで」と読み替えるものとする。

（準用）

第４２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から第３１条の２までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の２まで」とあるのは「第３４条及び第３６条から第４１条まで並びに第４２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２及び第２６条から第３１条の２まで」と読み替えるものとする。

（準用）

第４８条　第２条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで及び第３１条から第３１条の３までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第４８条において準用する第１５条第５項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４８条において準用する第２９

（準用）

第４８条　第２条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで、第３１条及び第３１条の２の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第４８条において準用する第１５条第５項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第４８条において準用する第２９条第２

条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４８条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の３まで」とあるのは「第４６条及び第４７条並びに第４８条において準用する第７条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで及び第３１条から第３１条の３まで」と読み替えるものとする。	項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第４８条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の２まで」とあるのは「第４６条及び第４７条並びに第４８条において準用する第７条から第９条まで、第１２条から第１５条まで、第１７条から第２９条まで、第３１条及び第３１条の２」と読み替えるものとする。
（準用） 第５２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条から第３１条の３まで、第３３条、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第５２条において準用する第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第５２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第５２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の３まで」とあるのは「第５１条並びに第５２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条から第３１条の３まで、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条」と読み替えるものとする。	（準用） 第５２条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条、第３１条の２、第３３条、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第１５条第５項」とあるのは「第５２条において準用する第３６条第７項」と、同項第４号中「第２９条第２項」とあるのは「第５２条において準用する第２９条第２項」と、同項第５号中「第３１条第３項」とあるのは「第５２条において準用する第３１条第３項」と、第２３条第２項中「第７条から第９条まで及び第１２条から第３１条の２まで」とあるのは「第５１条並びに第５２条において準用する第８条、第９条、第１２条から第１４条まで、第１８条、第２０条から第２３条まで、第２４条の２、第２６条から第２９条まで、第３１条、第３１条の２、第３４条、第３６条、第３８条から第４１条まで及び第４７条」と読み替えるものとする。

（さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（記録の整備） 第９条　［略］ ２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１７条第４項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第３１条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　第３３条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第９条　［略］ ２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１７条第３項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第３１条第２項の苦情の内容等の記録 ⑸　第３３条第２項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第３項の記録
（職員配置の基準） 第１１条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ５～１３　［略］	（職員配置の基準） 第１１条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ５～１３　［略］
（入所申込者等に対する説明等） 第１２条　［略］ ２　［略］ ３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法 ４～７　［略］	（入所申込者等に対する説明等） 第１２条　［略］ ２　［略］ ３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法 ４～７　［略］

（協力医療機関等） 第２７条　［略］ ２　軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　軽費老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ４　軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　軽費老人ホームは、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ７　［略］	（協力医療機関等） 第２７条　［略］ ２　［略］
（掲示） 第２８条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	（掲示） 第２８条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ

３　軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	る。
（電磁的記録等） 第３４条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	（電磁的記録等） 第３４条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　［略］	２　［略］

（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第４条　さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者） 第７条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第７条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（提供の開始に当たっての説明及び同意）	（提供の開始に当たっての説明及び同意）

第９条　［略］	第９条　［略］
２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２５５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３～６　［略］	３～６　［略］
（指定訪問介護の具体的取扱方針）	（指定訪問介護の具体的取扱方針）
第２４条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第２４条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
（掲示）	（掲示）
第３４条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第３４条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができ	２　指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える

る。 ３　指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	ことができる。
（記録の整備） 第４２条　［略］ ２　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第２４条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第４２条　［略］ ２　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（管理者） 第４２条の５　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第４２条の５　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（管理者） 第４５条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第４５条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第４９条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護	（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第４９条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑸　［略］ ⑹　［略］ ⑺　［略］	⑶　［略］ ⑷　［略］ ⑸　［略］
（記録の整備） 第５３条　［略］ ２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑵　第４９条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑶　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第５３条　［略］ ２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑵　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑶　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑷　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（管理者） 第５４条の３　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第５４条の３　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（管理者） 第９２条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第９２条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定通所介護の具体的取扱方針） 第９６条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑸　［略］ ⑹　［略］	（指定通所介護の具体的取扱方針） 第９６条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　［略］ ⑷　［略］
（記録の整備） 第１０３条　［略］ ２　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第９６条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第１０３条　［略］ ２　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第１０６条　第９条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２７条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３７条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５１条、第９０条、第９２条及び第９３条第４項並びに前節（第１０４条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第９８条に規定する運営規程をいう。第３４条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第２８条、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第	（準用） 第１０６条　第９条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２７条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３７条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５１条、第９０条、第９２条及び第９３条第４項並びに前節（第１０４条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第９８条に規定する運営規程をいう。第３４条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第２８条、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第

３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第９３条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第９６条第２号、第９７条第５項、第９９条第３項及び第４項並びに第１０２条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０３条第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２７条」とあるのは「第２７条」と、同項第５号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。	３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第９３条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第９６条第２号、第９７条第５項、第９９条第３項及び第４項並びに第１０２条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０３条第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２７条」とあるのは「第２７条」と、同項第４号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。
（管理者） 第１２２条の３　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１２２条の３　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（管理者） 第１３６条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１３６条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第１４２条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ５　［略］ ６　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等	（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第１４２条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ５　［略］

の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
７　［略］	６　［略］
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第１５３条の２　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） 第１５４条　［略］ ２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１４２条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第１５４条　［略］ ２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１４２条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定短期入所生活介護の取扱方針）	（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第１６１条　［略］ ２～７　［略］ ８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ９　［略］ （勤務体制の確保等） 第１６６条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］ （管理者） 第１６８条の６　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （従業者の員数） 第１７０条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］	第１６１条　［略］ ２～７　［略］ ８　［略］ （勤務体制の確保等） 第１６６条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］ （管理者） 第１６８条の６　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （従業者の員数） 第１７０条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下

	「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
⑵　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
⑶　診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。	⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。
⑷　［略］	⑸　［略］
２　［略］	２　［略］
（設備に関する基準） 第１７１条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。	（設備に関する基準） 第１７１条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　［略］	⑴　［略］
	⑵　指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７２号）第４１条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。	⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
⑶　［略］	⑷　［略］
⑷　［略］	⑸　［略］
２　前項第２号及び第３号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	２　前項第３号及び第４号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
３　［略］	３　［略］
（対象者） 第１７２条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	（対象者） 第１７２条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。
（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第１７４条　［略］	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第１７４条　［略］
２～５　［略］	２～５　［略］
６　指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
７　［略］	６　［略］

（定員の遵守） 第１８２条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶・⑷　［略］	（定員の遵守） 第１８２条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶・⑷　［略］
（記録の整備） 第１８３条　［略］ ２　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１７４条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第１８３条　［略］ ２　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１７４条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第１８４条　第１０条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第２０条、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３４条、第３５条、第３７条から第４１条まで（第３９条第２項を除く。）、第５１条、第９９条、第１０１条、第１３１条、第１３９条、第１４０条第２項、第１５３条及び第１５３条の２の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第９９条第３項	（準用） 第１８４条　第１０条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第２０条、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３４条、第３５条、第３７条から第４１条まで（第３９条第２項を除く。）、第５１条、第９９条、第１０１条、第１３１条、第１３９条、第１４０条第２項及び第１５３条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第９９条第３項及び第４項中「通所

及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１３１条第２項第１号及び第３号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１３９条第１項中「第１５１条」とあるのは「第１８１条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１３１条第２項第１号及び第３号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１３９条第１項中「第１５１条」とあるのは「第１８１条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
第１８７条　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。	第１８７条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。 ⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。 ⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。 ⑶　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。 ⑷　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。 ⑸　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
２　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次	

に掲げる設備を有することとする。

⑴　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

⑵　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア　ユニット

(ｱ)　病室

a　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。

b　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。

c　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

d　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ｲ)　共同生活室

a　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c　必要な設備及び備品を備えること。

(ｳ)　洗面設備

a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ｴ)　便所

a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ　廊下幅　１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上

とすること。

ウ　機能訓練室　内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑶　前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

⑷　第２号ア(ｲ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第２１条第３号に規定する食堂とみなす。

⑸　前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

３　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

⑴　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

⑵　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア　ユニット

(ｱ)　病室

ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。

ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。

ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ｲ)　共同生活室

ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者

が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 b　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 c　必要な設備及び備品を備えること。 (ｳ)　洗面設備 a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (ｴ)　便所 a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 イ　廊下幅　１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。 ウ　機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 エ　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (3)　前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 (4)　第２号ア(ｲ)の共同生活室は、医療法施行規則第２１条の４において準用する同令第２１条第３号に規定する食堂とみなす。 (5)　前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 ４　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。	
５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス条例第１７２条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型	２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス条例第１７２条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型

指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス条例第１７０条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第１７２条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス条例第１７０条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第１７２条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第１８９条　［略］ ２～７　［略］ ８　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ９　［略］	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第１８９条　［略］ ２～７　［略］ ８　［略］
（勤務体制の確保等） 第１９４条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］	（勤務体制の確保等） 第１９４条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］
（定員の遵守） 第１９５条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災	（定員の遵守） 第１９５条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災

害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　［略］	害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶　［略］
（従業者の員数） 第１９８条　［略］ ２～８　［略］ ９　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、これらの規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。 ⑴　第２１７条において準用する第１５３条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア　利用者の安全及びケアの質の確保 イ　特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ　緊急時の体制整備 エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ　特定施設従業者に対する研修 ⑵　介護機器を複数種類活用していること。 ⑶　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	（従業者の員数） 第１９８条　［略］ ２～８　［略］
（管理者） 第１９９条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１９９条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

	きるものとする。
（口腔衛生の管理） 第２０８条の２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
（協力医療機関等） 第２１４条　［略］	（協力医療機関等） 第２１４条　［略］
２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
７　［略］	２　［略］

（記録の整備） 第２１６条　［略］ ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２０４条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第２０６条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２１３条第３項の規定による結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第２１６条　［略］ ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２０４条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第２０６条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２１３条第３項に規定する結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第２１７条　第１２条、第１３条、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３７条、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５０条、第５１条、第１０１条、第１０２条、第１４６条及び第１５３条の２の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５０条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第１０２条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第２１７条　第１２条、第１３条、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３７条、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５０条、第５１条、第１０１条、第１０２条及び第１４６条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５０条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第１０２条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
（管理者） 第２２１条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２２１条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（記録の整備） 第２２７条　［略］ ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型	（記録の整備） 第２２７条　［略］ ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型

指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２２４条第２項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ⑶　前条第８項の規定による結果等の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第２０４条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑻　次条において準用する第２０６条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑼　次条において準用する第２１３条第３項の規定による結果等の記録	指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２２４条第２項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ⑶　前条第８項に規定する結果等の記録 ⑷　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第２０４条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑻　次条において準用する第２０６条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑼　次条において準用する第２１３条第３項に規定する結果等の記録
（福祉用具専門相談員の員数） 第２３０条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。 ２　［略］	（福祉用具専門相談員の員数） 第２３０条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。 ２　［略］
（管理者） 第２３１条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２３１条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２３５条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。	（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２３５条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　［略］ ⑵　法第８条第１２項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第１３項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。	⑴　［略］
⑶　［略］	⑵　［略］
⑷　［略］	⑶　［略］
⑸　［略］	⑷　［略］
⑹　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑺　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑻　［略］	⑸　［略］
⑼　［略］	⑹　［略］
（福祉用具貸与計画の作成） 第２３６条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第２５２条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。	（福祉用具貸与計画の作成） 第２３６条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第２５２条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
２～４　［略］	２～４　［略］
５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。	

６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。	
７　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。	５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
８　［略］	６　［略］
（掲示及び目録の備付け） 第２４１条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示及び目録の備付け） 第２４１条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
（記録の整備） 第２４２条　［略］	（記録の整備） 第２４２条　［略］
２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第２３５条第７号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　第２４０条第４項の規定による結果等の記録	⑶　第２４０条第４項に規定する結果等の記録
⑸　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録	⑷　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑹　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用） 第２４３条　第９条から第２０条まで、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで、第５１条並びに第９９条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第２０条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２２条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第９９条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	（準用） 第２４３条　第９条から第２０条まで、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで、第５１条並びに第９９条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第２０条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２２条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第９９条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。
（準用） 第２４３条の３　第９条から第１５条まで、第１７条から第２０条まで、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで（第３８条第５項及び第６項を除く。）、第５１条、第９９条第１項、第２項及び第４項、第２２９条、第２３１条、第２３２条並びに第４節（第２３３条第１項及び第２４３条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第２０条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２２条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第９９条第２項中「処遇」とあるのは「サー	（準用） 第２４３条の３　第９条から第１５条まで、第１７条から第２０条まで、第２２条、第２７条、第３２条の２、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで（第３８条第５項及び第６項を除く。）、第５１条、第９９条第１項、第２項及び第４項、第２２９条、第２３１条、第２３２条並びに第４節（第２３３条第１項及び第２４３条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第２０条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２２条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第９９条第１項、第２項及び第４項中「通所

ビスの利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第２３３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２３３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（管理者） 第２４６条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２４６条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第２５１条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。 ⑶　［略］ ⑷　［略］ ⑸　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。 ⑹　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑺　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第２５１条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　［略］ ⑶　［略］

⑻　［略］	⑷　［略］
（特定福祉用具販売計画の作成） 第２５２条　［略］ ２～４　［略］ ５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。	（特定福祉用具販売計画の作成） 第２５２条　［略］ ２～４　［略］
（記録の整備） 第２５３条　［略］ ２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２４８条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第２５１条第７号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第２５３条　［略］ ２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２４８条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第２５４条　第９条から第１５条まで、第１７条から第１９条まで、第２７条、第３２条の２、第３３条、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで、第５１条、第９９条第１項、第２項及び第４項、第２３４条、第２３７条から第２３９条まで並びに第２４１条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２５４条において準用する第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項、第３３条第３項第１号及び第３号並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び	（準用） 第２５４条　第９条から第１５条まで、第１７条から第１９条まで、第２７条、第３２条の２、第３３条、第３５条、第３６条、第３７条から第４１条まで、第５１条、第９９条第１項、第２項及び第４項、第２３４条、第２３７条から第２３９条まで並びに第２４１条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３０条」とあるのは「第２５４条において準用する第２３７条」と、同項、第３２条の２第２項、第３３条第３項第１号及び第３号並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１１条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第１５条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１９条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び

利用者」とあるのは「利用者」と、第３３条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第９９条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第２３４条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第２３７条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２３８条及び第２３９条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	利用者」とあるのは「利用者」と、第３３条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第９９条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第２３４条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第２３７条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２３８条及び第２３９条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。
（電磁的記録等） 第２５５条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１２条第１項（第４２条の３、第４２条の８、第５４条、第５４条の５、第７０条、第８０条、第８９条、第１０４条、第１０６条、第１２２条の５、第１３３条、第１５５条（第１６８条において準用する場合を含む。）、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２２８条、第２４３条、第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）及び第２０４条第１項（第２２８条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	（電磁的記録等） 第２５５条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１２条第１項（第４２条の３、第４２条の８、第５４条、第５４条の５、第７０条、第８０条、第８９条、第１０４条、第１０６条、第１２２条の５、第１３３条、第１５５条（第１６８条において準用する場合を含む。）、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２２８条、第２４３条、第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）及び第２０４条第１項（第２２８条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第５条　さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者） 第５７条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］	（管理者） 第５７条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］
（指定訪問看護の具体的取扱方針） 第６３条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑸　［略］ ⑹　［略］ ⑺　［略］	（指定訪問看護の具体的取扱方針） 第６３条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　［略］ ⑷　［略］ ⑸　［略］
（記録の整備） 第６９条　［略］ ２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑸　第６３条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑹　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第６９条　［略］ ２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑸　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録

⑺　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑻　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（従業者の員数） 第７２条　［略］ ２　［略］ ３　指定訪問リハビリテーション事業所が法第７２条第１項の規定により法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７１号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第３条又はさいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年さいたま市条例第２９号。以下「介護医療院条例」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（従業者の員数） 第７２条　［略］ ２　［略］
４　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス条例第７１条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス条例第７０条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第７１条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	３　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス条例第７１条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス条例第７０条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第７１条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第７６条　指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第７６条　指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］

様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
（訪問リハビリテーション計画の作成）	（訪問リハビリテーション計画の作成）
第７７条　［略］	第７７条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
５　［略］	４　［略］
６　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第１２４条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２８条第１項から第５項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	５　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第１２４条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２８条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（記録の整備）	（記録の整備）
第７９条　［略］	第７９条　［略］
２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第７６条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定	⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定

による苦情の内容等の記録	する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）
第８６条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第８６条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑶　［略］	⑴～⑶　［略］
⑷　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑸　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
⑻　［略］	⑹　［略］
⑼　［略］	⑺　［略］
２　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	２　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
⑻　［略］	⑹　［略］
⑼　［略］	⑺　［略］
３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び	

に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
（記録の整備）	（記録の整備）
第８８条　［略］	第８８条　［略］
２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑴　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑵　第８６条第１項第５号、第２項第４号及び第３項第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑶　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録	⑵　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑶　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑷　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１２４条　［略］	第１２４条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　指定通所リハビリテーション事業所が法第７２条第１項の規定により法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第３条又は介護医療院条例第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
５　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第１０５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	４　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第１０５条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針

）	）
第１２７条　指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。	第１２７条　指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
（通所リハビリテーション計画の作成）	（通所リハビリテーション計画の作成）
第１２８条　［略］	第１２８条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
５　［略］	４　［略］
６　［略］	５　［略］
７　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第７７条第１項から第５項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から第５項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	６　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第７７条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から第４項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（記録の整備）	（記録の整備）
第１３２条　［略］	第１３２条　［略］
２　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定	⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定

による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１２７条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２７条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２７条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（設備に関する基準） 第１７１条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 ⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設条例第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ⑵・⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院条例第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１８７条及び第１９５条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ２・３　［略］	（設備に関する基準） 第１７１条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 ⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７１号）第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ⑵・⑶　［略］ ⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年さいたま市条例第２９号）第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１８７条及び第１９５条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ２・３　［略］

（さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第６条　さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者） 第４５条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第４５条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（内容及び手続の説明及び同意） 第４６条の２　［略］ ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２４５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］	（内容及び手続の説明及び同意） 第４６条の２　［略］ ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］
（掲示） 第５０条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第５０条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護	（掲示） 第５０条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第５０条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪

事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（記録の整備） 第５１条　［略］ ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	（記録の整備） 第５１条　［略］ ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑴　第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑵　第５４条第４号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑶　第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑵　第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑶　第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑷　第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第５４条　介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第４３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第５４条　介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第４３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
（管理者） 第５４条の３　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介	（管理者） 第５４条の３　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介

護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第７８条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第７０条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等条例第４条第１項に規定する担当職員及び同条第２項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第２３１条第４号及び第２４３条第３号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第７８条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第７０条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等条例第４条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
⑵～⒁　［略］	⑵～⒁　［略］
（管理者） 第１１８条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１１８条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）

第１２４条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	第１２４条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
２　［略］	２　［略］
３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（定員の遵守） 第１２７条　［略］	（定員の遵守） 第１２７条　［略］
２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等条例第４条第１項に規定する担当職員及び同条第２項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。	２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等条例第４条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第１２８条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	

（記録の整備） 第１２９条　［略］ ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１２４条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第１２９条　［略］ ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１２４条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（勤務体制の確保等） 第１４５条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］	（勤務体制の確保等） 第１４５条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］
（管理者） 第１５２条の６　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１５２条の６　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（従業員の員数） 第１５４条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］	（従業員の員数） 第１５４条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］

	⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
⑵　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
⑶　診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。	⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。
⑷　［略］	⑸　［略］
２　［略］	２　［略］
第１５５条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。	第１５５条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　［略］	⑴　［略］
	⑵　指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７２号）第４１条に規定するユニット型指定介護療養型

	医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。	⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
⑶　［略］	⑷　［略］
⑷　［略］	⑸　［略］
２　前項第２号及び第３号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	２　前項第３号及び第４号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
３　［略］	３　［略］
（対象者） 第１５６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。	（対象者） 第１５６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。
（身体的拘束等の禁止） 第１５８条　［略］	（身体的拘束等の禁止） 第１５８条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	

（定員の遵守） 第１６０条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶・⑷　［略］	（定員の遵守） 第１６０条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶・⑷　［略］
（記録の整備） 第１６１条　［略］ ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５８条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第１６１条　［略］ ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５８条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第１６２条　第４６条の３から第４６条の７まで、第４６条の９、第４６条の１０、第４６条の１３、第４７条の２、第４７条の３、第４９条、第５０条の２の２、第５０条の４、第５０条の５、第５０条の７から第５０条の１１まで（第５０条の９第２項を除く。）、第１０８条の２、第１０８条の４、第１０９条、第１２１条、第１２２条第２項、第１２８条及び第１２８条の２の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第５０条の２の２第２項、第５０条の４第１項並びに第５０条の１０の	（準用） 第１６２条　第４６条の３から第４６条の７まで、第４６条の９、第４６条の１０、第４６条の１３、第４７条の２、第４７条の３、第４９条、第５０条の２の２、第５０条の４、第５０条の５、第５０条の７から第５０条の１１まで（第５０条の９第２項を除く。）、第１０８条の２、第１０８条の４、第１０９条、第１２１条、第１２２条第２項及び第１２８条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第５０条の２の２第２項、第５０条の４第１項並びに第５０条の１０の２第１号及び第３

２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第５０条の４第１項中「第５０条」とあるのは「第１５９条」と、第１０８条の２第３項及び第４項並びに第１０９条第２項第１号及び第３号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１２１条第１項中「第１２６条」とあるのは「第１５９条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第１７２条　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第５０条の４第１項中「第５０条」とあるのは「第１５９条」と、第１０８条の２第３項及び第４項並びに第１０９条第２項第１号及び第３号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１２１条第１項中「第１２６条」とあるのは「第１５９条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第１７２条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑶　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

⑷　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

⑸　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

２　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

⑴　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

⑵　療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア　ユニット

(ｱ)　病室

ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。

ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。

ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ｲ)　共同生活室

ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ｂ　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ｃ　必要な設備及び備品を備えること。

(ｳ)　洗面設備

ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

ｂ　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ｴ)　便所

ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

ｂ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ　廊下幅　１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。

ウ　機能訓練室　内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑶　前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

⑷　第２号ア㈠の共同生活室は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第２１条第３号に規定する食堂とみなす。

⑸　前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

３　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

⑴　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

⑵　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア　ユニット

㈠　病室

ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。

ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。

ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

㈡　共同生活室

a　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 b　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 c　必要な設備及び備品を備えること。 (ｳ)　洗面設備 a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (ｴ)　便所 a　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 b　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 イ　廊下幅　１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。 ウ　機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 エ　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (3)　前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 (4)　第２号ア(ｲ)の共同生活室は、医療法施行規則第２１条の４において準用する同令第２１条第３号に規定する食堂とみなす。 (5)　前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 ４　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。	
５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス条例第１８７条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。	２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス条例第１８７条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。

）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス条例第１８５条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第１８７条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス条例第１８５条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第１８７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（勤務体制の確保等） 第１７５条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］	（勤務体制の確保等） 第１７５条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］
（定員の遵守） 第１７６条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　［略］	（定員の遵守） 第１７６条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ⑶　［略］
（従業者の員数） 第１８４条　［略］ ２～８　［略］ ９　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、これらの規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。	（従業者の員数） 第１８４条　［略］ ２～８　［略］

⑴　第１９８条において準用する第１２８条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア　利用者の安全及びケアの質の確保 イ　介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ　緊急時の体制整備 エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ　介護予防特定施設従業者に対する研修 ⑵　介護機器を複数種類活用していること。 ⑶　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	
（管理者） 第１８５条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１８５条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（口腔（くう）衛生の管理） 第１９１条の２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
（協力医療機関等） 第１９５条　［略］ ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	（協力医療機関等） 第１９５条　［略］

⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。	
４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
６　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
７　［略］	２　［略］
（記録の整備） 第１９７条　［略］ ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１９０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１９２条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（記録の整備） 第１９７条　［略］ ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１８９条第２項に規定する利用者の同意等に係る書類 ⑶　第１８９条第２項に規定する利用者の同意等に係る書類 ⑷　第１９０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑸　第１９２条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第１９４条第３項の規定による結果等の記録 ⑸　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑹　第１９４条第３項に規定する結果等の記録 ⑺　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録 ⑻　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑼　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第１９８条　第４６条の５、第４６条の６、第４７条の２から第４９条まで、第５０条の２の２、第５０条の４から第５０条の８まで、第５０条の１０から第５０条の１１まで、第１０８条の４、第１２７条の２及び第１２８条の２の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４８条、第５０条の２の２第２項、第５０条の４第１項並びに第５０条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第５０条の４第１項中「第５０条」とあるのは「第１９３条」と、第１２７条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第１９８条　第４６条の５、第４６条の６、第４７条の２から第４９条まで、第５０条の２の２、第５０条の４から第５０条の１１まで（第５０条の９第２項を除く。）、第１０８条の４及び第１２７条の２の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４８条、第５０条の２の２第２項、第５０条の１０の２第１号及び第３号並びに第５０条の４第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第５０条」とあるのは「第１９３条」と、第１２７条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。
（管理者） 第２０９条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２０９条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（記録の整備） 第２１４条　［略］ ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２１６条第２項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録 ⑶　前条第８項の規定による結果等の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	（記録の整備） 第２１４条　［略］ ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２１６条第２項に規定する受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録 ⑶　前条第８項に規定する結果等の記録 ⑷　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第１９０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑻　次条において準用する第１９２条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑼　次条において準用する第１９４条第３項の規定による結果等の記録	⑸　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　次条において準用する第１９０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑻　次条において準用する第１９２条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑼　次条において準用する第１９４条第３項に規定する結果等の記録
（準用） 第２１５条　第４６条の５、第４６条の６、第４７条の２から第４９条まで、第５０条の２の２、第５０条の４から第５０条の８まで、第５０条の１０から第５０条の１１まで、第１０８条の４、第１２７条の２、第１８８条から第１９１条まで、第１９２条及び第１９４条から第１９６条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４８条、第５０条の２の２第２項並びに第５０条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第５０条の４第１項中「第５０条」とあるのは「第２１２条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第５０条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第１２７条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第１９０条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第１９４条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	（準用） 第２１５条　第４６条の５、第４６条の６、第４７条の２から第４９条まで、第５０条の２の２、第５０条の４から第５０条の１１まで（第５０条の９第２項を除く。）、第１０８条の４、第１２７条の２、第１８８条から第１９２条まで及び第１９４条から第１９６条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第４８条、第５０条の２の２第２項並びに第５０条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第５０条の４第１項中「第５０条」とあるのは「第２１２条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第５０条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第１２７条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第１９０条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第１９４条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
（福祉用具専門相談員の員数） 第２１９条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。	（福祉用具専門相談員の員数） 第２１９条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　［略］	２　［略］
（管理者） 第２２０条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２２０条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（掲示及び目録の備え付け） 第２２７条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第２２３条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示及び目録の備え付け） 第２２７条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第２２３条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
（記録の整備） 第２２８条　［略］	（記録の整備） 第２２８条　［略］
２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑴　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑵　第２３１条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑶　第２２６条第４項の規定による結果等の記録	⑵　第２２６条第４項に規定する結果等の記録
⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑺　［略］	⑹　［略］
（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２３１条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第２１８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２３１条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第２１８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑶　［略］	⑴～⑶　［略］
⑷　法第８条の２第１０項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第１１項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。	
⑸　［略］	⑷　［略］
⑹　［略］	⑸　［略］
⑺　［略］	⑹　［略］
⑻　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑽　［略］	⑺　［略］
（介護予防福祉用具貸与計画の作成） 第２３２条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第２４４条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。	（介護予防福祉用具貸与計画の作成） 第２３２条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第２４４条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
２～４　［略］	２～４　［略］

５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。	５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
６～８　［略］	６～８　［略］
（管理者） 第２３５条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第２３５条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（記録の整備） 第２４０条　［略］ ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　第２３７条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑵　第２４３条第８号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑶　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　［略］	（記録の整備） 第２４０条　［略］ ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　第２３７条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑵　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録 ⑶　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑷　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑸　［略］
（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針） 第２４３条　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十	（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針） 第２４３条　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴・⑵　［略］

分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。	
⑷　［略］	⑶　［略］
⑸　［略］	⑷　［略］
⑹　対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。	
⑺　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑻　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑼　［略］	⑸　［略］
（特定介護予防福祉用具販売計画の作成） 第２４４条　［略］ ２～４　［略］ ５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。	（特定介護予防福祉用具販売計画の作成） 第２４４条　［略］ ２～４　［略］
（電磁的記録等） 第２４５条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第４６条の５第１項（第５４条の５、第６６条、第７６条、第８５条、第１１１条、第１３０条（第１４７条において準用する場合を含む。）、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（第１７７条において準用する場合を含む。）、第１９８条、第２１５条、第２２９条、第２３２条の３及び第２４１条において準用する	（電磁的記録等） 第２４５条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第４６条の５第１項（第５４条の５、第６６条、第７６条、第８５条、第１１１条、第１３０条（第１４７条において準用する場合を含む。）、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（第１７７条において準用する場合を含む。）、第１９８条、第２１５条、第２２９条、第２３２条の３及び第２４１条において準用する

場合を含む。）及び第１９０条第１項（第２１５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	場合を含む。）及び第１９０条第１項（第２１５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第７条　さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者） 第５７条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］	（管理者） 第５７条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］
（記録の整備） 第６５条　［略］ ２　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	（記録の整備） 第６５条　［略］ ２　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑸　第６８条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑹　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑸　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑺　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑹　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑻　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑺　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）	（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）
第６８条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第５５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第６８条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第５５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑺　［略］	⑴～⑺　［略］
⑻　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑽　［略］	⑻　［略］
⑾　［略］	⑼　［略］
⑿　［略］	⑽　［略］
⒀　［略］	⑾　［略］
⒁　［略］	⑿　［略］
⒂　［略］	⒀　［略］
⒃　第１号から第１４号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。	⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
⒄　当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号まで、第９号及び第１２号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。	⒂　当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号まで及び第１０号から第１４号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。
（主治の医師との関係）	（主治の医師との関係）
第６９条　［略］	第６９条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前条第１７号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。	４　前条第１５号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

（従業者） 第７１条　［略］ ２　［略］ ３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第１１５条の１１の規定により準用される法第７２条第１項の規定により法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７１号。第１０５条第４項及び第１５５条第１項第１号において「介護老人保健施設条例」という。）第３条又はさいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年さいたま市条例第２９号。第１０５条第４項及び第１５５条第１項第４号において「介護医療院条例」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ４　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス条例第７２条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス条例第７１条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第７２条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（従業者） 第７１条　［略］ ２　［略］ ３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス条例第７２条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス条例第７１条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第７２条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（記録の整備） 第７５条　［略］ ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第７８条第１１号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（記録の整備） 第７５条　［略］ ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第７８条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第７０条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第７８条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第７０条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
⑹　［略］	⑸　［略］
⑺　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第１０５条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１１３条第２号から第６号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	⑹　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第１０５条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１１３条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
⑻　［略］	⑺　［略］
⑼　［略］	⑻　［略］
⑽　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑾　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び	

に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑿　［略］	⑼　［略］
⒀　［略］	⑽　［略］
⒁　［略］	⑾　［略］
⒂　［略］	⑿　［略］
⒃　［略］	⒀　［略］
⒄　第１号から第１５号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。	⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。
（記録の整備）	（記録の整備）
第８４条　［略］	第８４条　［略］
２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑴　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑵　第８７条第１項第４号、第２項第４号及び第３項第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑶　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑵　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑶　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑷　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）	（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）
第８７条　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第８７条　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　第２号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項	⑶　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等

等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
⑻　［略］	⑹　［略］
⑼　［略］	⑺　［略］
２　薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	２　薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
⑻　［略］	⑹　［略］
⑼　［略］	⑺　［略］
３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１０５条　［略］	第１０５条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第１１５条の１１の規定により準用される法第７２条第１項の規定により法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第３条又は介護医療院条例第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみ	

なすことができる。	
５　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第１２４条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第１２４条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（記録の整備） 第１１０条　［略］	（記録の整備） 第１１０条　［略］
２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　次条において準用する第４６条の１３第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第１１３条第１１号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　次条において準用する第４７条の３の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　次条において準用する第４７条の３に規定する市町村への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第５０条の８第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　次条において準用する第５０条の８第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第５０条の１０第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　次条において準用する第５０条の１０第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第１１３条　指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第１０４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第１１３条　指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第１０４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
⑹　［略］	⑸　［略］
⑺　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者	⑹　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者

の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第７８条第２号から第６号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第７８条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
⑻　［略］	⑺　［略］
⑼　［略］	⑻　［略］
⑽　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑾　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑿　［略］	⑼　［略］
⒀　［略］	⑽　［略］
⒁　［略］	⑾　［略］
⒂　［略］	⑿　［略］
⒃　第１号から第１４号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。	⒀　第１号から第１１号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。
第１５５条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。	第１５５条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設条例第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７１号）第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
⑵・⑶　［略］	⑵・⑶　［略］
⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院条例第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１７２条	⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（

及び第１７６条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ２・３　［略］	平成３０年さいたま市条例第２９号）第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１７２条及び第１７６条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 ２・３　［略］

（さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第８条　さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第８７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基本方針） 第２条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５・６　［略］ （従業者の員数） 第４条　［略］ ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第１１５条の２３第３項の規定により地域包括支援センターの設	（基本方針） 第２条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５・６　［略］ （従業者の員数） 第４条　［略］ ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。

置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第１５条第２６号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４又はその端数を増すごとに１とする。 ３　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１とする。	
（管理者） 第５条　［略］ ２　［略］ ３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	（管理者） 第５条　［略］ ２　［略］ ３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
（内容及び手続の説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	（内容及び手続の説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行

	い、理解を得なければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第８項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３３条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
６　［略］	５　［略］
７　第５項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
８　指定居宅介護支援事業者は、第５項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第５項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ⑵　［略］	７　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第４項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ⑵　［略］

9　［略］	8　［略］
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１５条　指定居宅介護支援の方針は、第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１５条　指定居宅介護支援の方針は、第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑵の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	
⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑶～⒀　［略］	⑶～⒀　［略］
⒀の２　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。	⒀の２　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
⒁　介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	⒁　介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア　少なくとも１月に１回、利用者に面接すること。	ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。	
(ｱ)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。	
(ｲ)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。	
ａ　利用者の心身の状況が安定していること。	
ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して	

意思疎通を行うことができること。 ｃ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ　［略］ ⒂～㉕　［略］ ㉖　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 ㉗　［略］ （掲示） 第２４条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （記録の整備等） 第３１条　［略］ ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１５条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１８条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　第２８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　第２９条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］	イ　［略］ ⒂～㉕　［略］ ㉖　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 ㉗　［略］ （掲示） 第２４条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （記録の整備等） 第３１条　［略］ ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　第１８条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑷　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　第２９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　［略］

（準用） 第３２条　第２条及び前章（第１６条並びに第２８条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第４７条第１項第１号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第４６条第２項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費（法第４７条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、前条第２項第７号中「居宅介護サービス計画費」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費」と読み替えるものとする。	（準用） 第３２条　第２条及び前章（第１６条並びに第２８条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第４７条第１項第１号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第４６条第２項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費（法第４７条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、前条第２項第６号中「居宅介護サービス計画費」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費」と読み替えるものとする。
（電磁的記録等） 第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２４号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	（電磁的記録等） 第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２４号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第９条　さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第８８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第４条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。	（従業者の員数） 第４条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。
（管理者） 第５条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 ２　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。 ４　前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ⑴　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ⑵　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に	（管理者） 第５条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 ２　前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

支障がない場合に限る。）	
（内容及び手続の説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	（内容及び手続の説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
５～８　［略］	５～８　［略］
（利用料等の受領） 第１２条　［略］ ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることが	（利用料等の受領） 第１２条　［略］

できる。 ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（保険給付の請求のための証明書の交付） 第１３条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	（保険給付の請求のための証明書の交付） 第１３条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
（指定介護予防支援の業務の委託） 第１４条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵・⑶　［略］ ⑷　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第２条並びにこの節及び次節（第３２条第２９号の規定を除く。）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	（指定介護予防支援の業務の委託） 第１４条　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵・⑶　［略］ ⑷　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第２条並びにこの節及び次節の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。
（掲示） 第２３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（掲示） 第２３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（記録の整備等）	（記録の整備等）

第３０条　［略］	第３０条　［略］
２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳	⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ　［略］	ア～ウ　［略］
エ　第３２条第１５号の規定による評価の結果の記録	エ　第３２条第１５号に規定する評価の結果の記録
オ　［略］	オ　［略］
⑶　第３２条第２号の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第３２条第２号の２及び第２号の３において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　第１７条の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　第１７条に規定する市町村への通知に係る記録
⑸　第２７条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　第２７条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　第２８条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　第２８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　［略］	⑹　［略］
（指定介護予防支援の具体的取扱方針）	（指定介護予防支援の具体的取扱方針）
第３２条　指定介護予防支援の方針は、第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第３２条　指定介護予防支援の方針は、第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑵の２　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑶～⒂　［略］	⑶～⒂　［略］
⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回、利用者に面接すること。	ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を

	訪問し、利用者に面接すること。
イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ｱ)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (ｲ)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ａ　利用者の心身の状況が安定していること。 ｂ　利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。 ｃ　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。	
ウ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。	
エ　利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス条例第１０５条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。	イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス条例第１０５条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
オ　［略］	ウ　［略］
⒄～⒅　［略］	⒄～⒅　［略］
⒆　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の３０の２第１項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。	
（準用） 第３４条　第２条及び前章（第１５条並びに第２７条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定	（準用） 第３４条　第２条及び前章（第１５条並びに第２７条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第５９条第１項第１号に規定

する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第５８条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第３０条第２項第７号中「介護予防サービス計画費」とあるのは「特例介護予防サービス計画費」と読み替えるものとする。	する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第５８条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第５９条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第３０条第２項第６号中「介護予防サービス計画費」とあるのは「特例介護予防サービス計画費」と読み替えるものとする。
（電磁的記録等） 第３５条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３４条において準用する場合を含む。）及び第３２条第２６号（第３４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	（電磁的記録等） 第３５条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３４条において準用する場合を含む。）及び第３２条第２６号（第３４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１０条　さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（提供開始に当たっての説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］	（提供開始に当たっての説明及び同意） 第６条　［略］ ２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］
（緊急時等の対応） 第２４条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第４条第１項第１号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	（緊急時等の対応） 第２４条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第４条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（管理者による管理） 第２５条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサ	（管理者による管理） 第２５条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護

テライト型居住施設の職務に従事することができる。	老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。
（協力医療機関等） 第３３条　指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（協力病院等） 第３３条　指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
６　［略］	２　［略］

（掲示） 第３４条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（掲示） 第３４条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第４０条の３　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） 第４２条　［略］ ２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１２条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２４条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　第４０条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第４２条　［略］ ２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第２４条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　第４０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）

第５２条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］ （電磁的記録等） 第５５条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	第５２条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］ （電磁的記録等） 第５５条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されもの（第９条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第１１条　さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例で定める従業者の員数） 第３条　［略］ ２～５　［略］ ６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわら	（条例で定める従業者の員数） 第３条　［略］ ２～５　［略］ ６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわら

ず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	ず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）	⑶　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
７　［略］	７　［略］
（提供開始に当たっての説明及び同意）	（提供開始に当たっての説明及び同意）
第６条　［略］	第６条　［略］
２　介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。	２　介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３～６　［略］	３～６　［略］

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第１８条　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 ２～４　［略］	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第１８条　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 ２～４　［略］
（管理者による管理） 第２５条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７３号）第１３１条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第１５２条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。	（管理者による管理） 第２５条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７３号）第１３１条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第１５２条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。
（衛生管理等） 第３２条　［略］ ２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶・⑷　［略］	（衛生管理等） 第３２条　［略］ ２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶・⑷　［略］
（協力医療機関等） 第３３条　介護老人保健施設は、入所者の病状の急	（協力病院） 第３３条　介護老人保健施設は、入所者の病状の急

変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　介護老人保健施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　介護老人保健施設は、協力医療機関が、第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ６　［略］	変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 ２　［略］
（掲示） 第３４条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を	（掲示） 第３４条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

掲示しなければならない。 ２　介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第３９条の３　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	２　介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（記録の整備） 第４１条　［略］ ２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１１条第４項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ⑶　第１２条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第１５条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　第２４条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　第３７条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　第３９条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第４１条　［略］ ２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１１条第４項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ⑶　第１２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第１５条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　第２４条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑹　第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　第３９条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（勤務体制の確保等） 第５１条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニ	（勤務体制の確保等） 第５１条　［略］ ２～４　［略］

ット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］ （電磁的記録等） 第５４条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	５　［略］ （電磁的記録等） 第５４条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第１２条　さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年さいたま市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意） 第７条　［略］ ２　介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法	（内容及び手続の説明及び同意） 第７条　［略］ ２　介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３～６　［略］	３～６　［略］
（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第１９条　介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等） 第１９条　介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。
２～４　［略］	２～４　［略］
（管理者による管理） 第２６条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７３号）第１３１条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第１５２条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。	（管理者による管理） 第２６条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７３号）第１３１条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第１５２条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。
（衛生管理等） 第３３条　［略］ ２　介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介	（衛生管理等） 第３３条　［略］ ２　介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介

護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶・⑷　［略］ ３　［略］	護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶・⑷　［略］ ３　［略］
（協力医療機関等） 第３４条　介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　介護医療院は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　介護医療院は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	（協力病院） 第３４条　介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

６　［略］	２　［略］
（掲示） 第３５条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第３５条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第４０条の３　介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（勤務体制の確保等） 第５２条　［略］	（勤務体制の確保等） 第５２条　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
６　［略］	５　［略］
（電磁的記録等） 第５５条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条第１項（前条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	（電磁的記録等） 第５５条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条第１項（前条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方

	式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　［略］	２　［略］

（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１３条　さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第７条　［略］ ２～４　［略］ ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４８条第４項第５号、第６５条第１項、第６６条第１項、第８３条第６項、第８４条第３項及び第８５条において同じ。） ⑹～⑽　［略］	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第７条　［略］ ２～４　［略］ ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４８条第４項第５号、第６５条第１項、第６６条、第８３条第６項、第８４条第３項及び第８５条において同じ。） ⑹～⑽　［略］ ⑾　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療

	養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
⑾　［略］	⑿　［略］
６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
７～１２　［略］	７～１２　［略］
（管理者）	（管理者）
第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（提供の開始に当たっての説明及び同意）	（提供の開始に当たっての説明及び同意）
第１０条　［略］	第１０条　［略］
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３～６　［略］	３～６　［略］
（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体

的取扱方針） 第２５条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑽　［略］ ⑾　［略］	的取扱方針） 第２５条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　［略］ ⑼　［略］
（掲示） 第３５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（掲示） 第３５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（記録の整備） 第４３条　［略］ ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　［略］ ⑷　第２７条第１０項に規定する訪問看護報告書	（記録の整備） 第４３条　［略］ ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　［略］ ⑷　第２７条第１１項に規定する訪問看護報告書

⑸　第２５条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑹　第２９条の規定による市町村への通知に係る記録	⑸　第２９条に規定する市への通知に係る記録
⑺　第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑹　第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑻　第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑺　第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（訪問介護員等の員数）	（訪問介護員等の員数）
第４８条　［略］	第４８条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	３　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
⑴～⑽　［略］	⑴～⑽　［略］
	⑾　指定介護療養型医療施設
⑾　［略］	⑿　［略］
５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
６　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	６　当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
７　［略］	７　［略］
（管理者）	（管理者）
第４９条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該	第４９条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、

指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス条例第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。
（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第５２条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第５２条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑺　［略］	⑸　［略］
⑻　［略］	⑹　［略］
⑼　［略］	⑺　［略］
（記録の整備） 第５９条　［略］	（記録の整備） 第５９条　［略］
２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第５２条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（管理者） 第６０条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第６０条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（設備及び備品等） 第６０条の５　［略］ ２・３　［略］ ４　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 ５　［略］	（設備及び備品等） 第６０条の５　［略］ ２・３　［略］ ４　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。 ５　［略］
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑺　［略］ ⑻　［略］	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　［略］ ⑹　［略］
（記録の整備） 第６０条の１９　［略］ ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	（記録の整備） 第６０条の１９　［略］ ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第６０条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］	⑶　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　［略］
（準用） 第６０条の２０の３　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条、第５４条、第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項及び前節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第５号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。	（準用） 第６０条の２０の３　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条、第５４条、第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項及び前節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第４号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。
（管理者）	（管理者）

第６０条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第６０条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２・３　［略］	２・３　［略］
（設備及び備品等） 第６０条の２６　［略］	（設備及び備品等） 第６０条の２６　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。	４　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
（指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第６０条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	（指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第６０条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	
⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
⑸　［略］	⑶　［略］
⑹　［略］	⑷　［略］
⑺　［略］	⑸　［略］
（記録の整備） 第６０条の３７　［略］	（記録の整備） 第６０条の３７　［略］
２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑶　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑷　第６０条の３０第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	

⑸　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第６０条の１８第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　［略］	⑷　次条において準用する第２９条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第６０条の１８第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］
（管理者） 第６３条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　［略］	（管理者） 第６３条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　［略］
（設備及び備品等） 第６４条　［略］ ２・３　［略］ ４　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。 ５　［略］	（設備及び備品等） 第６４条　［略］ ２・３　［略］ ４　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。 ５　［略］
（利用定員等） 第６６条　［略］ ２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下	（利用定員等） 第６６条　［略］ ２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下

同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第８３条第７項、第１１１条第９項及び第１９２条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８３条第７項、第１１１条第９項及び第１９２条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者） 第６７条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　［略］	（管理者） 第６７条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　［略］
（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第７１条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑺　［略］ ⑻　［略］	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第７１条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　［略］ ⑹　［略］
（認知症対応型通所介護計画の作成） 第７２条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第６３条又は第６７条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載	（認知症対応型通所介護計画の作成） 第７２条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第６３条又は第６７条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等

した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 ２～５　［略］ （記録の整備） 第８０条　［略］ ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第７１条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第６０条の１８第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］ （従業者の員数等） 第８３条　［略］ ２～５　［略］ ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 ２～５　［略］ （記録の整備） 第８０条　［略］ ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第６０条の１８第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　［略］ （従業者の員数等） 第８３条　［略］ ２～５　［略］ ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	［略］

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は	［略］

［略］		

７～１３　［略］

（管理者）

第８４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　［略］

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第３項、第１１３条、第１９３条第３項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第６４条第３項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第９３条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴～⑷　［略］

	介護医療院	
［略］		

７～１３　［略］

（管理者）

第８４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

２　［略］

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第３項、第１１３条及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第６４条第３項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第９３条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴～⑷　［略］

⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
⑺　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
⑻　［略］	⑺　［略］
⑼　［略］	⑻　［略］
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第１０７条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） 第１０８条　［略］	（記録の整備） 第１０８条　［略］
２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］

⑶　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑶　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑷　第９３条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	⑷　第９３条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
⑸　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録	⑸　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑺　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑻　［略］	⑻　［略］
（管理者） 第１１２条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１１２条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
２・３　［略］	２・３　［略］
（管理者による管理） 第１２２条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	（管理者による管理） 第１２２条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
（協力医療機関等） 第１２６条　［略］ ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	（協力医療機関等） 第１２６条　［略］

⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（以下「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 ７　［略］ ８　［略］	２　［略］ ３　［略］
（記録の整備） 第１２８条　［略］ ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１１６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１１８条第６項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条の規定による市への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４１条第２項の規定	（記録の整備） 第１２８条　［略］ ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１１６条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１１８条第６項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４１条第２項に規定

による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］ （準用） 第１２９条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１００条、第１０３条、第１０５条及び１０７条の２の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１２３条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第１３１条　［略］ ２～６　［略］ ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　［略］ ⑵　［略］ ８～１０　［略］ １１　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、	する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］ （準用） 第１２９条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１００条、第１０３条及び第１０５条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１２３条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第１３１条　［略］ ２～６　［略］ ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　［略］ ⑵　病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） ⑶　［略］ ８～１０　［略］

当該規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。 ⑴　第１５０条において準用する第１０７条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア　利用者の安全及びケアの質の確保 イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ　緊急時の体制整備 エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修 ⑵　介護機器を複数種類活用していること。 ⑶　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	
（管理者） 第１３２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１３２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
（協力医療機関等） 第１４８条　［略］ ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護	（協力医療機関等） 第１４８条　［略］

事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。 ５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 ７　［略］	２　［略］
（記録の整備） 第１４９条　［略］ ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１３７条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１３９条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１４７条第３項の規定による結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２９条の規定による市への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　［略］ （準用）	（記録の整備） 第１４９条　［略］ ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１３７条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１３９条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１４７条第３項に規定する結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　［略］ （準用）

第１５０条　第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１００条及び第１０７条の２の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	第１５０条　第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条１６、第６０条の１７第１項から第４項まで及び第１００条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
（従業者の員数） 第１５２条　［略］ ２～７　［略］ ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。） ⑷　［略］ ９～１７　［略］	（従業者の員数） 第１５２条　［略］ ２～７　［略］ ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） ⑷　［略］ ９～１７　［略］
（設備） 第１５３条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　医務室　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老	（設備） 第１５３条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居

人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
⑺～⑼　［略］	⑺～⑼　［略］
２　［略］	２　［略］
（緊急時等の対応） 第１６６条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５２条第１項第１号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	（緊急時等の対応） 第１６６条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５２条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（管理者による管理） 第１６７条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	（管理者による管理） 第１６７条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。
（計画担当介護支援専門員の責務） 第１６８条　計画担当介護支援専門員は、第１５９条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　第１５８条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 ⑹　第１７８条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 ⑺　第１７６条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	（計画担当介護支援専門員の責務） 第１６８条　計画担当介護支援専門員は、第１５９条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　第１５８条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑹　第１７８条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。 ⑺　第１７６条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
（協力医療機関等） 第１７３条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、	（協力病院等） 第１７３条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
６　［略］	２　［略］
（記録の整備） 第１７７条　［略］ ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１５６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	（記録の整備） 第１７７条　［略］ ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第１５６条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第１５８条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条の規定による市への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　前条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］	⑶　第１５８条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　前条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　［略］
（準用） 第１７８条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで及び第１０７条の２の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１６９条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。	（準用） 第１７８条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５及び第６０条の１７第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１６９条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
（勤務体制の確保等） 第１８８条　［略］ ２～４　［略］ ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　［略］	（勤務体制の確保等） 第１８８条　［略］ ２～４　［略］ ５　［略］
（準用） 第１９０条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４	（準用） 第１９０条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４

２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１０７条の２、第１５４条から第１５６条まで、第１５９条、第１６２条、第１６４条から第１６８条まで及び第１７２条から第１７７条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１８７条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第５節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、第１６８条中「第１５９条」とあるのは「第１９０条において準用する第１５９条」と、同条第５号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。	２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１５４条から第１５６条まで、第１５９条、第１６２条、第１６４条から第１６８条まで及び第１７２条から第１７７条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１８７条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第５節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、第１６８条中「第１５９条」とあるのは「第１９０条において準用する第１５９条」と、同条第５号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。
第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第８条第２３項第１号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス条例第５５条に規定する訪問看護の基本方針及び第８２条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス条例第５５条に規定する訪問看護の基本方針及び第８２条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。
（従業者の員数等） 第１９２条　［略］	（従業者の員数等） 第１９２条　［略］

２～６　［略］	２～６　［略］
７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
⑴～⑶　［略］	⑴～⑶　［略］
	⑷　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
⑷　［略］	⑸　［略］
８～１４　［略］	８～１４　［略］
（管理者）	（管理者）
第１９３条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第１９３条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
２・３　［略］	２・３　［略］
（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）
第１９８条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第１９８条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。	⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
⑵～⑹　［略］	⑵～⑹　［略］
⑺　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討	

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
⑻　［略］	⑺　［略］
⑼　［略］	⑻　［略］
⑽　［略］	⑼　［略］
⑾　［略］	⑽　［略］
⑿　［略］	⑾　［略］
（記録の整備） 第２０２条　［略］ ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	（記録の整備） 第２０２条　［略］ ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　第１９８条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	⑶　第１９８条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
⑷・⑸　［略］	⑷・⑸　［略］
⑹　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑹　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑺　次条において準用する第２９条の規定による市町村への通知に係る記録	⑺　次条において準用する第２９条に規定する市への通知に係る記録
⑻　次条において準用する第３９条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑻　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑼　次条において準用する第４１条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑼　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑽　［略］	⑽　［略］
（準用） 第２０３条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７、第８８条から第９１条まで、第９４条から第９６条まで、第９８条、第９９条、第１０１条から第１０５条まで、第１０７条及び第１０７条の２の規定は、指定看護小規模多機能	（準用） 第２０３条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７、第８８条から第９１条まで、第９４条から第９６条まで、第９８条、第９９条、第１０１条から第１０５条まで及び第１０７条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２０３条において準用する第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第１０章第４節」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８８条中「第８３条第１２項」とあるのは「第１９２条第１３項」と、第９０条及び第９８条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９２条第７項各号」と読み替えるものとする。	について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２０３条において準用する第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第１０章第４節」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「１２月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８８条中「第８３条第１２項」とあるのは「第１９２条第１３項」と、第９０条及び第９８条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９２条第７項各号」と読み替えるものとする。
（電磁的記録等） 第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　［略］	（電磁的記録等） 第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　［略］

（さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１４条　さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者） 第７条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　［略］	（管理者） 第７条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　［略］
（利用定員等） 第１０条　［略］ ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条</u>	（利用定員等） 第１０条　［略］ ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８</u>

の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第４５条第７項及び第７２条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第４５条第６項において同じ。）の運営（同条第７項及び第７２条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者） 第１１条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　［略］	（管理者） 第１１条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　［略］
（提供の開始に当たっての説明及び同意） 第１２条　［略］ ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９２条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］	（提供の開始に当たっての説明及び同意） 第１２条　［略］ ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ⑴　［略］ ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　［略］
（掲示）	（掲示）

第３３条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	第３３条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（記録の整備）	（記録の整備）
第４１条　［略］	第４１条　［略］
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　第２２条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　第２２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第４３条第１１号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　第２５条の規定による市町村への通知に係る記録	⑶　第２５条に規定する市への通知に係る記録
⑸　第３７条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　第３８条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	⑸　第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　［略］	⑹　［略］
（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）
第４３条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第４３条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴～⑼　［略］	⑴～⑼　［略］
⑽　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	

⑾　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑿　［略］

⒀　［略］

⒁　［略］

⒂　［略］

⒃　第１号から第１４号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（従業者の員数等）

第４５条　［略］

２～５　［略］

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	［略］
［略］		

７～１３　［略］

（管理者）

第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

⑽　［略］

⑾　［略］

⑿　［略］

⒀　［略］

⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（従業者の員数等）

第４５条　［略］

２～５　［略］

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	［略］
［略］		

７～１３　［略］

（管理者）

第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能

	型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６８号）第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（同条例第５６条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。
２・３　［略］	２・３　［略］
（身体的拘束等の禁止） 第５４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	（身体的拘束等の禁止） 第５４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
２　［略］ ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	２　［略］

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第６４条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） 第６５条　［略］ ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　次条において準用する第２２条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第５４条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２５条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３７条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第３８条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　［略］	（記録の整備） 第６５条　［略］ ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　次条において準用する第２２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第５４条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２５条に規定する市への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　［略］
（管理者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］	（管理者） 第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 ２・３　［略］
（管理者による管理） 第８０条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サー	（管理者による管理） 第８０条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サー

ビス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	ビス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
（協力医療機関等） 第８４条　［略］	（協力医療機関等） 第８４条　［略］
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
７　［略］	２　［略］
８　［略］	３　［略］

（記録の整備）

第８６条　［略］

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　［略］

⑵　第７７条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第７９条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第２５条の規定による市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項の規定による苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑺　［略］

（準用）

第８７条　第１２条、第１３条、第１５条、第１６条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条の２、第３２条から第３５条まで、第３７条から第４０条まで（第３８条第４項及び第４０条第５項を除く。）、第５７条、第６０条、第６２条及び第６４条の２の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第８１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５７条及び第６０条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

（記録の整備）

第８６条　［略］

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　［略］

⑵　第７７条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第７９条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第２５条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑺　［略］

（準用）

第８７条　第１２条、第１３条、第１５条、第１６条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条の２、第３２条から第３５条まで、第３７条から第４０条まで（第３８条第４項及び第４０条第５項を除く。）、第５７条、第６０条及び第６２条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第８１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５７条及び第６０条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第９２条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１５条第１項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）及び第７７条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第９２条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１５条第１項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）及び第７７条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　［略］	２　［略］

（さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第１５条　さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和３年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、第４条の規定による改正後のさいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定居宅サービス条例」という。）第３条第３項（改正後の指定居宅サービス条例第８２条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第４０条の２の規定（改正後の指定居宅サービス条例第８９条において準用する場合に限る。）並びに第５条の規定による改正後のさいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設	附　則 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後のさいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の養護老人ホーム条例」という。）第２条第４項及び第２９条、第２条の規定による改正後のさいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の特別養護老人ホーム条例」という。）第２条第５項（改正後の特別養護老人ホーム条例第４８条において準用する場合を含む。）、第３１条の２（改正後の特別養護老

備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護予防サービス条例」という。）第３条第３項（改正後の指定介護予防サービス条例第８０条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第５０条の１０の２（改正後の指定介護予防サービス条例第８５条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の指定居宅サービス条例第８７条及び改正後の指定介護予防サービス条例第８３条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）及び第３３条第３項（改正後の特別養護老人ホーム条例第５２条において準用する場合を含む。）、第３条の規定による改正後のさいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の軽費老人ホーム条例」という。）第２条第４項及び第３３条の２、第４条の規定による改正後のさいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定居宅サービス条例」という。）第３条第３項及び第４０条の２（改正後の指定居宅サービス条例第４２条の３、第４２条の８、第５４条、第５４条の５、第７０条、第８０条、第８９条、第１０４条、第１０６条、第１２２条の５、第１３３条、第１５５条（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条において準用する場合を含む。）、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（改正後の指定居宅サービス条例第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２２８条、第２４３条、第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）、第５条の規定による改正後のさいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護予防サービス条例」という。）第３条第３項及び第５０条の１０の２（改正後の指定介護予防サービス条例第５４条の５、第６６条、第７６条、第８５条、第１１１条、第１３０条（改正後の指定介護予防サービス条例第１４７条において準用する場合を含む。）、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（改正後の指定介護予防サービス条例第１７７条において準用する場合を含む。）、第１９８条、第２１５条、第２２９条、第２３２条の３及び第２４１条において準用する場合を含む。）、第６条の規定による改正後のさいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定居宅介護支援等条例」という。）第２条第５項及び第２９条の２（改正後の指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、第７条の規定による改正後のさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護予防支援等条例」という。）第２条第５項及び第２８条の２（改正後の指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、第８条の規定による改正後のさいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護老人福祉施設条例」という。）第２条第４項、第４０条の２（改正後の

	指定介護老人福祉施設条例第５４条において準用する場合を含む。）及び第４４条第３項、第９条の規定による改正後のさいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の介護老人保健施設条例」という。）第２条第４項、第３９条の２（改正後の介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）及び第４３条第３項、第１０条の規定による改正後のさいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の指定介護療養型医療施設条例」という。）第２条第４項、第３８条の２（改正後の指定介護療養型医療施設条例第５４条において準用する場合を含む。）及び第４２条第３項、第１１条の規定による改正後のさいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の介護医療院条例」という。）第２条第４項、第４０条の２（改正後の介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）及び第４４条第３項、第１２条の規定による改正後のさいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定地域密着型サービス条例」という。）第３条第３項及び第４１条の２（改正後の指定地域密着型サービス条例第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）並びに第１３条の規定による改正後のさいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第３条第３項及び第３８条の２（改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の養護老人ホーム条例第７条、改正後の特別養護老人ホーム条例第７条（改正後の特別養護老人ホーム条例第４８条において準用する場合を含む。）及び第３４条（改正後の特別養護老人ホーム条例第５２条において準用する場合を含む。）、改正後の軽費老人ホーム条例第７条、改正後の指定居宅サービス条例第３０条（改正後の指定居宅サービス条例第４２条の３及び第４２条の８において準用する場合を含む。）、第５２条（改正後の指定居宅サービス条例第５４条の５において準用する場合を含む。）、第６８条、第７８条、第８７条、第９８条（改正後の指定居宅サービス条例第１０

	６条及び第１２２条の５において準用する場合を含む。）、第１３０条、第１５１条（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条の３及び第１６８条の１０において準用する場合を含む。）、第１６５条、第１８１条、第１９３条、第２１２条、第２２５条及び第２３７条（改正後の指定居宅サービス条例第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護予防サービス条例第５０条（改正後の指定介護予防サービス条例第５４条の５において準用する場合を含む。）、第６４条、第７４条、第８３条、第１０８条、第１２６条（改正後の指定介護予防サービス条例第１５２条の３及び第１５２条の１０において準用する場合を含む。）、第１４４条、第１５９条、第１７４条、第１９３条、第２１２条及び第２２３条（改正後の指定介護予防サービス条例第２３２条の３及び第２４１条において準用する場合を含む。）、改正後の指定居宅介護支援等条例第２０条（改正後の指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護予防支援等条例第１９条（改正後の指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護老人福祉施設条例第２８条及び第５１条、改正後の介護老人保健施設条例第２８条及び第５０条、改正後の指定介護療養型医療施設条例第２７条及び第５１条、改正後の介護医療院条例第２９条及び第５１条、改正後の指定地域密着型サービス条例第３２条、第５６条、第６０条の１２（改正後の指定地域密着型サービス条例第６０条の２０の３において準用する場合を含む。）、第６０条の３４、第７４条、第１０１条（改正後の指定地域密着型サービス条例第２０３条において準用する場合を含む。）、第１２３条、第１４６条、第１６９条及び第１８７条並びに改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例第２８条、第５８条及び第８１条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、改正後の指定居宅サービス条例第３２条の２の規定（改正後の指定居宅サービス条例第８９条において準用する場合に限る。）及び改正後の指定介護予防サービス条例第５０条の２の２（改正後の指定介護予防サービス条例第８５条にお	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の養護老人ホーム条例第２２条の２、改正後の特別養護老人ホーム条例第２４条の２（改正後の特別養護老人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）、改正後の軽費老人ホーム条例第２４条の２、改正後の

いて準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	指定居宅サービス条例第３２条の２（改正後の指定居宅サービス条例第４２条の３、第４２条の８、第５４条、第５４条の５、第７０条、第８０条、第８９条、第１０４条、第１０６条、第１２２条の５、第１３３条、第１５５条（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条において準用する場合を含む。）、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（改正後の指定居宅サービス条例第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２２８条、第２４３条、第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護予防サービス条例第５０条の２の２（改正後の指定介護予防サービス条例第５４条の５、第６６条、第７６条、第８５条、第１１１条、第１３０条（改正後の指定介護予防サービス条例第１４７条において準用する場合を含む。）、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（改正後の指定介護予防サービス条例第１７７条において準用する場合を含む。）、第１９８条、第２１５条、第２２９条、第２３２条の３及び第２４１条において準用する場合を含む。）、改正後の指定居宅介護支援等条例第２１条の２（改正後の指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護予防支援等条例第２０条の２（改正後の指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護老人福祉施設条例第２９条の２（改正後の指定介護老人福祉施設条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の介護老人保健施設条例第２９条の２（改正後の介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護療養型医療施設条例第２８条の２（改正後の指定介護療養型医療施設条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の介護医療院条例第３０条の２（改正後の介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の指定地域密着型サービス条例第３３条の２（改正後の指定地域密着型サービス条例第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）並びに改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例第２９条の２（改正後の指定地域密着型介護予防サービス条例第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう

	努めるものとする」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第５条及び第７条の規定は、同年６月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和７年３月３１日までの間は、第３条の規定による改正後のさいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第２８条第３項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第４条の規定による改正後のさいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定居宅サービス条例」という。）第３４条第３項（改正後の指定居宅サービス条例第４２条の３、第４２条の８、第５４条、第５４条の５、第７０条、第８０条、第８９条、第１０４条、第１０６条、第１２２条の５、第１３３条、第１５５条（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条において準用する場合を含む。）、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（改正後の指定居宅サービス条例第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条及び第２２８条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の指定居宅サービス条例第２４１条第３項（改正後の指定居宅サービス条例第２４３条の３及び第２５４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第６条の規定による改正後のさいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護予防サービス条例」という。）第５０条の４第３項（改正後の指定介護予防サービス条例第５４条の５、第６６条、第７６条、第８５条、第１１１条、第１３０条（改正後の指定介護予防サービス条例第１４７条において準用する

場合を含む。）、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（改正後の指定介護予防サービス条例第１７７条において準用する場合を含む。）、第１９８条及び第２１５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の指定介護予防サービス条例第２２７条第３項（改正後の指定介護予防サービス条例第２３２条の３及び第２４１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第８条の規定による改正後のさいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定居宅介護支援等条例」という。）第２４条第３項（改正後の指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第９条の規定による改正後のさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護予防支援等条例」という。）第２３条第３項（改正後の指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第１０条の規定による改正後のさいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定介護老人福祉施設条例」という。）第３４条第３項（改正後の指定介護老人福祉施設条例第５４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第１１条の規定による改正後のさいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の介護老人保健施設条例」という。）第３４条第３項（改正後の介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第１２条の規定による改正後のさいたま

市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の介護医療院条例」という。）第３５条第３項（改正後の介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第１３条の規定による改正後のさいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の地域密着型サービス条例」という。）第３５条第３項（改正後の地域密着型サービス条例第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第１４条の規定による改正後のさいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の地域密着型介護予防サービス条例」という。）第３３条第３項（改正後の地域密着型介護予防サービス条例第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

３　施行日から令和７年３月３１日までの間は、改正後の指定居宅サービス条例第１４２条第６項（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条の３及び第１６８条の１０において準用する場合を含む。）、第１６１条第８項、第１７４条第６項及び第１８９条第８項、改正後の指定介護予防サービス条例第１２４条第３項（改正後の指定介護予防サービス条例第１４７条、第１５２条の３及び第１５２条の１０において準用する場合を含む。）及び第１５８条第３項（改正後の指定介護予防サービス条例第１７７条において準用する場合を含む。）、改正後の地域密着型サービス条例第９３条第７号及び第１９８条第７号並びに改正後の地域密着型介護予防サービス条例第５４条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

４　施行日から令和９年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後のさいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の特別養護老人ホーム条例」という。）第３１条の３（改正後の特別養護老人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）、改正後の指定居宅サービス条例第１５３条の２（改正後の指定居宅サービス条例第１６８条、第１６８条の３、第１６８条の１０、第１８４条（改正後の指定居宅サービス条例第１９６条において準用する場合を含む。）及び第２１７条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護予防サービス条例第１２８条の２（改正後の指定介護予防サービス条例第１４７条、第１５２条の３、第１５２条の１０、第１６２条（改正後の指定介護予防サービス条例第１７７条において準用する場合を含む。）及び第１９８条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護老人福祉施設条例第４０条の３（改正後の指定介護老人福祉施設条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の介護老人保健施設条例第３９条の３（改正後の介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）、改正後の介護医療院条例第４０条の３（改正後の介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の地域密着型サービス条例第１０７条の２（改正後の地域密着型サービス条例第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）及び改正後の地域密着型介護予防サービス条例第６４条の２（改正後の地域密着型介護予防サービス条例第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

５　施行日から令和９年３月３１日までの間は、改正後の指定居宅サービス条例第２０８条の２及び改正後の指定介護予防サービス条例第１９１条の２の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

６　施行日から令和９年３月３１日までの間は、第１条の規定による改正後のさいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第２４条第１項、改正後の特別養護老人ホーム条例第２７条第１項（改正後の特別養護老人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）、改正後の指定介護老人福祉施設条例第３３条第１項（改正後の指定介護老人福祉施設条例第５４条において準用する場合を含む。）、改正後の介護老人保健施設条例第３３条第１項（改正後の介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）、改正後の介護医療院条例第３４条第１項（改正後の介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）及び改正後の地域密着型サービス条例第１７３条第１項（改正後の地域密着型サービス条例第１９０条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

さいたま市条例第２６号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第８章　［略］ 第９章　自立訓練（機能訓練） 第１節～第４節　［略］ 第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第１４９条の２―<u>第１４９条の５</u>） 第６節　［略］ 第１０章～第１８章　［略］ 附則	目次 第１章～第８章　［略］ 第９章　自立訓練（機能訓練） 第１節～第４節　［略］ 第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第１４９条の２―<u>第１４９条の４</u>） 第６節　［略］ 第１０章～第１８章　［略］ 附則
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴～⑯　［略］ ⑰　多機能型　第７９条に規定する指定生活介護の事業、第１４２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１５２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１６２条に規定する指定就労移行支援の事業、第１７３条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第１８６条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号。以下「指定通所支援条例」という。）第５条に規定する指定児童	⑴～⑯　［略］ ⑰　多機能型　第７９条に規定する指定生活介護の事業、第１４２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１５２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１６２条に規定する指定就労移行支援の事業、第１７３条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第１８６条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号。以下「指定通所支援条例」という。）第５条に規定する指定児童

発達支援の事業、指定通所支援条例第７２条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援条例第８１条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援条例第８２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	発達支援の事業、指定通所支援条例第６２条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援条例第７２条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援条例第８１条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援条例第８２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
（管理者） 第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	（管理者） 第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
（指定居宅介護の具体的取扱方針） 第２６条　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。 ⑶　［略］ ⑷　［略］ ⑸　［略］	（指定居宅介護の具体的取扱方針） 第２６条　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　［略］ ⑵　［略］ ⑶　［略］ ⑷　［略］
（居宅介護計画の作成） 第２７条　［略］ ２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第５１条の１７第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２６第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。	（居宅介護計画の作成） 第２７条　［略］ ２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
３　サービス提供責任者は、第１項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画	３　サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行

の変更を行うものとする。 ４　［略］ （管理者及びサービス提供責任者の責務） 第３１条　［略］ ２・３　［略］ ４　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。 （管理者） 第４６条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （従業者の員数） 第５１条　［略］ ２～６　［略］ ７　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第４２条第２号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第５３条第３項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第５３条第３項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６５号。第５３条第３項において「指定障害児入所施設等条例」という。）第５３条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ８　指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第１項から第６項	うものとする。 ４　［略］ （管理者及びサービス提供責任者の責務） 第３１条　［略］ ２・３　［略］ （管理者） 第４６条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （従業者の員数） 第５１条　［略］ ２～６　［略］ ７　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４２条第２号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第５３条第３項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第５３条第３項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６５号。第５３条第３項において「指定障害児入所施設等条例」という。）第５３条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ８　指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第１項か

までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	ら第６項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（指定療養介護の取扱方針） 第５９条　［略］	（指定療養介護の取扱方針） 第５９条　［略］
２　指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３　［略］	２　［略］
４　［略］	３　［略］
（療養介護計画の作成等） 第６０条　［略］	（療養介護計画の作成等） 第６０条　［略］
２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
６　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
９　［略］	８　［略］
１０　［略］	９　［略］
１１　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する療養介護計画の変更について準用する。	１０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務） 第６１条　［略］ ２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	（サービス管理責任者の責務） 第６１条　［略］
（記録の整備） 第７７条　［略］ ２　指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第５５条第１項に規定するサービスの提供の記録 ⑶～⑹　［略］	（記録の整備） 第７７条　［略］ ２　指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第５５第１項に規定するサービスの提供の記録 ⑶～⑹　［略］
（従業者の員数） 第８０条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第９章及び第１０章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、㈦から㈮までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス省令第７８条第１項第２号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㈦から㈮までに定める数とする。 ㈦～㈮　［略］ イ　［略］ ウ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 エ　［略］	（従業者の員数） 第８０条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第９章及び第１０章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、㈦から㈮までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス省令第７８条第１項第２号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㈦から㈮までに定める数とする。 ㈦～㈮　［略］ イ　［略］ ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 エ　［略］

⑶　［略］	⑶　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　第１項第２号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	４　第１項第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
５～７　［略］	５～７　［略］
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
第８７条の２　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第８７条の２　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
２　［略］	２　［略］
（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）	（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）
第９５条の４　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７４号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	第９５条の４　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第７４号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
⑴　指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事	⑴　指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項若しくは第１９２条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第１４９条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第１５９条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援条例第５５条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援条例第７８条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第１４９条の４及び第１５９条の３において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第９７条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、１８人）以下とすること。

⑵　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第１９１条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）

業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項若しくは第１９２条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第１４９条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第１５９条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援条例第５５条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援条例第７８条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第１４９条の３及び第１５９条の３において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第９７条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、１８人）以下とすること。

⑵　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第１９１条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）

（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項若しくは第１９２条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第４５条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この条、第１４９条の４及び第１５９条の３において同じ。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては１２人）までの範囲内とすること。	（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項若しくは第１９２条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第４５条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この条、第１４９条の３及び第１５９条の３において同じ。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては１２人）までの範囲内とすること。
［略］	［略］
⑶～⑸　［略］	⑶～⑸　［略］
（指定短期入所の取扱方針） 第１０６条　［略］ ２　指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。 ３　［略］ ４　［略］	（指定短期入所の取扱方針） 第１０６条　［略］ ２　［略］ ３　［略］
（指定重度障害者等包括支援の取扱方針） 第１２０条　［略］ ２　指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。 ３　［略］ ４　［略］	（指定重度障害者等包括支援の取扱方針） 第１２０条　［略］ ２　［略］ ３　［略］
（重度障害者等包括支援計画の作成） 第１２１条　［略］ ２　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。 ３・４　［略］	（重度障害者等包括支援計画の作成） 第１２１条　［略］ ２　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。 ３・４　［略］
（準用） 第１２３条　第１０条から第２２条まで、第２４条、	（準用） 第１２３条　第１０条から第２２条まで、第２４条、

第２９条、第３０条、第３１条第４項、第３４条（第１項及び第２項を除く。）から第４３条まで及び第６８条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１２２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２３条において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１２３条において準用する第２２条第２項」と読み替えるものとする。	第２９条、第３０条、第３４条（第１項及び第２項を除く。）から第４３条まで及び第６８条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１２２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２３条において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１２３条において準用する第２２条第２項」と読み替えるものとする。
（従業者の員数） 第１４３条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。 イ　［略］ ウ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。 エ　［略］ ⑵　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第１号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ５～８　［略］	（従業者の員数） 第１４３条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。 イ　［略］ ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。 エ　［略］ ⑵　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第１号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ５～８　［略］
（準用） 第１４９条　第１０条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条及び第８７条の２から第９４条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１４９条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１４６条第１項」と、第２	（準用） 第１４９条　第１０条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条及び第８７条の２から第９４条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１４９条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１４６条第１項」と、第２

４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１４９条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１４９条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１４９条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１４９条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１４９条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１４９条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１４９条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１４９条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第１４９条の３　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第１１１条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２８項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第２９項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第１５０条第２号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第１１０条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１４９条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１４９条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１４９条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１４９条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１４９条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１４９条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１４９条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１４９条において準用する前条」と読み替えるものとする。

⑵　指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。 ⑶　共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
第１４９条の４　［略］	第１４９条の３　［略］
第１４９条の５　［略］	第１４９条の４　［略］
（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第１５０条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第１５０条の３に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準） 第１５０条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
⑴　指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。	⑴　指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
⑵　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。	⑵　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。
⑶　指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とさ	⑶　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

れる数以上であること。 ⑷　［略］ （病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準） 第１５０条の３　地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。 ⑴　病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。 ⑵　病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。 ア　利用者の数が１０人以下の場合　専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が１以上確保されていること。 イ　利用者の数が１０人を超える場合　専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を１０で除した数以上確保されていること。 ⑶　病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第１５９条　第１０条から第１９条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第８７条の２から第９４条まで、第１４７条及び第１４８条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）	⑷　［略］ （準用） 第１５９条　第１０条から第１９条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第８７条の２から第９４条まで、第１４７条及び第１４８条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）

の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１５９条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１５７条第１項から第４項まで」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１５７条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１５９条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１５９条において準用する前条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１５９条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１５９条において準用する前条」と読み替えるものとする。	の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１５９条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１５７条第１項から第４項まで」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１５７条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１５９条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１５９条において準用する前条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１５９条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１５９条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（実習の実施） 第１６８条　［略］ ２　指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	（実習の実施） 第１６８条　［略］ ２　指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
（準用） 第１７２条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８７条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条及び第１５８条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１７２条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１７２条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１７２条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第９項中「６月	（準用） 第１７２条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８７条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条及び第１５８条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１７２条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１７２条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１７２条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月

」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１７２条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１７２条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１７２条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１７２条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１７２条において準用する前条」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第１８４条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第１８４条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。	」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１７２条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１７２条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１７２条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１７２条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１７２条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１７２条において準用する前条」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第１８４条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第１８４条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。
（準用） 第１９０条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条、第１８０条第６項及び第１８１条から第１８３条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９０条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前	（準用） 第１９０条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条及び第１８１条から第１８３条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９０条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第７７条第２

条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９０条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９０条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１８９条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９０条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９０条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９０条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９０条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
（準用） 第１９４条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条（第１項を除く。）、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５２条、第５９条から第６２条まで、第７０条、第７２条、第７６条、第７７条、第８６条、第８９条、第９０条、第９２条から第９４条まで、第１４６条（第１項を除く。）、第１４７条、第１８０条第６項、第１８１条から第１８３条まで及び第１８６条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９２条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項及び第３項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９４条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは	（準用） 第１９４条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条（第１項を除く。）、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５２条、第５９条から第６２条まで、第７０条、第７２条、第７６条、第７７条、第８６条、第８９条、第９０条、第９２条から第９４条まで、第１４６条（第１項を除く。）、第１４７条、第１８１条から第１８３条まで及び第１８６条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９２条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項及び第３項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９４条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９４条にお

「第１９４条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９４条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第１４６条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第５項中「第１項から第３項まで」とあるのは「第２項及び第３項」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１９３条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９４条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	いて準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９４条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第１４６条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第５項中「第１項から第３項まで」とあるのは「第２項及び第３項」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９４条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
（サービス管理責任者の責務） 第１９４条の６　［略］ ２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	（サービス管理責任者の責務） 第１９４条の６　［略］
（実施主体） 第１９４条の７　指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。	（実施主体） 第１９４条の７　指定就労定着支援事業者は、過去３年間において平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。
（従業者の員数） 第１９４条の１４　指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　サービス管理責任者　指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア　サービス管理責任者が常勤である場合　次の㈠又は㈡に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる数 ㈠　利用者の数が６０以下　１以上 ㈡　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて６０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 イ　ア以外の場合　次の㈠又は㈡に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲	（従業者の員数） 第１９４条の１４　指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　サービス管理責任者　指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア　利用者の数が３０以下　１以上 イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごと

げる数 (ｱ) 利用者の数が３０以下　１以上 (ｲ) 利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上	に１を加えて得た数以上
２　［略］	２　［略］
３　指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２７号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第１１号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第２項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。	
４　指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第３９条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第１２号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第４０条において準用する指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。	
５　［略］	３　［略］
６　［略］	４　［略］
	（実施主体） 第１９４条の１７　指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第５１条の２２第１項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。
第１９４条の１７　削除	
（定期的な訪問等による支援） 第１９４条の１８　指定自立生活援助事業者は、定	（定期的な訪問による支援） 第１９４条の１８　指定自立生活援助事業者は、お

期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。	おむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。
（準用） 第１９４条の２０　第１０条から第２４条まで、第３０条、第３４条から第３６条まで、第３７条から第４２条まで、第５９条、第６０条、第６２条、第６８条、第１９４条の６、第１９４条の１０及び第１９４条の１１の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９４条の２０において準用する第１９４条の１０」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条の２０において準用する次条第１項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条の２０において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と読み替えるものとする。	（準用） 第１９４条の２０　第１０条から第２４条まで、第３０条、第３４条から第３６条まで、第３７条から第４２条まで、第５９条、第６０条、第６２条、第６８条、第１９４条の６、第１９４条の１０及び第１９４条の１１の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９４条の２０において準用する第１９４条の１０」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条の２０において準用する次条第１項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と読み替えるものとする。
第１９５条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第１９５条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（入退居） 第１９８条の２　［略］ ２　［略］ ３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助	（入退居） 第１９８条の２　［略］ ２　［略］ ３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助

を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。	を行わなければならない。
４　［略］	４　［略］
（指定共同生活援助の取扱方針） 第１９８条の５　［略］	（指定共同生活援助の取扱方針） 第１９８条の５　［略］
２　指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３　［略］	２　［略］
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
（サービス管理責任者の責務） 第１９８条の６　［略］	（サービス管理責任者の責務） 第１９８条の６　［略］
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（地域との連携等） 第１９８条の７　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	
２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第２０１条の１０において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
３　指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。	
４　指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	
５　前３項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこ	

れに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。	
（協力医療機関等） 第２００条の４　［略］ ２　［略］ ３　指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第２００条の４　［略］ ２　［略］
（準用） 第２０１条　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条及び第１５８条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９９条の３」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第２０１条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第１項に	（準用） 第２０１条　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７６条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条及び第１５８条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９９条の３」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第２０１条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条

規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。	の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。
（この節の趣旨） 第２０１条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	（この節の趣旨） 第２０１条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
（基本方針） 第２０１条の３　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（基本方針） 第２０１条の３　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（地域との連携等） 第２０１条の１０　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事	（協議の場の設置等） 第２０１条の１０

業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。	
４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	
５　前３項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。	
６　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第２項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第８９条の３第１項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
７　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。	２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。
（準用） 第２０１条の１１　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条、第１５８条、第１９８条の２から第１９８条の６で及び第１９９条の３から第２００条の４までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９９条の３」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス	（準用） 第２０１条の１１　第１０条、第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７６条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条、第１５８条、第１９８条の２から第１９８条の６まで及び第１９９条の３から第２００条の４までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９９条の３」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「

支援型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０１条の１１において読み替えて準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条の１１」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。	日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０１条の１１において読み替えて準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条の１１」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。
（この節の趣旨） 第２０１条の１２　第１節から第４節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０１条の２２において読み替えて準用する第６０条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第２０１条の１４第１項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	（この節の趣旨） 第２０１条の１２　第１節から第４節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０１条の２２において読み替えて準用する第６０条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第２０１条の１４第１項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
（基本方針） 第２０１条の１３　外部サービス利用型指定共同生	（基本方針） 第２０１条の１３　外部サービス利用型指定共同生

活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（準用） 第２０１条の２２　第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条、第１５８条、第１９８条の２から第１９８条の７まで、第１９９条、第１９９条の２及び第２００条の２から第２００条の４までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条の２２」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受	（準用） 第２０１条の２２　第１２条、第１３条、第１５条から第１８条まで、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７６条、第７７条、第９０条、第９２条、第９４条、第１５８条、第１９８条の２から第１９８条の６まで、第１９９条、第１９９条の２及び第２００条の２から第２００条の４までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第１９８条の４第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第２０１条の２２」と、第９４条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立

ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第１９９条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。	訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第１７０条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第１９９条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。
（従業者の員数等に関する特例） 第２０２条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が２０人未満である場合は、第８０条第６項、第１４３条第６項及び第７項、第１５３条第６項、第１６３条第４項並びに第１７４条第４項（第１８７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、１人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。	（従業者の員数等に関する特例） 第２０２条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援条例第６３条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が２０人未満である場合は、第８０条第６項、第１４３条第６項及び第７項、第１５３条第６項、第１６３条第４項並びに第１７４条第４項（第１８７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、１人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。
２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第８０条第１項第３号及び第７項、第１４３条第１項第２号及び第８項、第１５３条第１項第３号及び第７項、第１６３条第１項第３号及び第５項並びに第１７４条第１項第２号及び第５項（これらの規定を第１８７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス省令第２１５条第２項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。	２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第８０条第１項第３号及び第７項、第１４３条第１項第２号及び第８項、第１５３条第１項第３号及び第７項、第１６３条第１項第３号及び第５項並びに第１７４条第１項第２号及び第５項（これらの規定を第１８７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス省令第２１５条第２項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
（電磁的記録等） 第２０４条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第９５条、第９５条の５、第１２３条、第１４９条、第１４９条の５、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２並びに第１９４条の２０において準用する場合を含む。）、第１５条（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の５、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２、第１９４条の２０、第２０１条、第２０１条の１１並びに第２０１条の２２において準用する場合を含む。）、第５４条第１項、第１０４条第１項（第１１０条の４において準用する場合を含む。）、第１９８条の３第１項（第２０１条の１１及び第２０１条の２２において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（電磁的記録等） 第２０４条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第９５条、第９５条の５、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２並びに第１９４条の２０において準用する場合を含む。）、第１５条（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２、第１９４条の２０、第２０１条、第２０１条の１１並びに第２０１条の２２において準用する場合を含む。）、第５４条第１項、第１０４条第１項（第１１０条の４において準用する場合を含む。）、第１９８条の３第１項（第２０１条の１１及び第２０１条の２２において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　［略］	２　［略］
附　則	附　則
１　［略］ （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） ２　第１９９条第３項及び第２０１条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第５号に規定する区分４、	１　［略］ （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） ２　第１９９条第３項及び第２０１条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第５号に規定する区分４、

同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和９年３月３１日までの間、当該利用者については、適用しない。 ３　第１９９条第３項及び第２０１条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和９年３月３１日までの間、当該利用者については、適用しない。 ⑴・⑵　［略］ ４～７　［略］	同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和６年３月３１日までの間、当該利用者については、適用しない。 ３　第１９９条第３項及び第２０１条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和６年３月３１日までの間、当該利用者については、適用しない。 ⑴・⑵　［略］ ４～７　［略］

第２条　さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第１０章　［略］ 第１０章の２　就労選択支援 第１節　基本方針（第１６１条の２） 第２節　人員に関する基準（第１６１条の３・第１６１条の４） 第３節　設備に関する基準（第１６１条の５） 第４節　運営に関する基準（第１６１条の６―第１６１条の９）	目次 第１章～第１０章　［略］

第１１章～第１８章　［略］ 附則	第１１章～第１８章　［略］ 附則
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　支給決定障害者等　法第５条第２４項に規定する支給決定障害者等をいう。 ⑷～⒄　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　支給決定障害者等　法第５条第２３項に規定する支給決定障害者等をいう。 ⑷～⒄　［略］
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　指定障害福祉サービス事業者（第４章、第５章、第９章、第１０章及び第１１章から第１６章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 ２・３　［略］	（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　指定障害福祉サービス事業者（第４章、第５章及び第８章から第１６章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 ２・３　［略］
第１０章の２　就労選択支援 第１節　基本方針 第１６１条の２　就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第１６１条の３　指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（	

指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第１６１条の４　第５２条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第１６１条の５　第８３条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実施主体）

第１６１条の６　指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第１６１条の７　指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当た

り、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第１６１条の８　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　指定就労選択支援事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第１６１条の９　第１０条から第２１条まで、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条、第６２条、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条（第２項第１号を除く。）、第８６条、第８７条、第８８条から第９４条まで、第１４６条及び第１５８条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１６１条の９において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１６１条の９において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１６１条の９において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第７７条第２項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１６１条の９において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とある

のは「第１６１条の９において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１６１条の９」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１６１条の９において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１６１条の９において準用する前条」と、第１５８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。 （就労選択支援に関する情報提供） 第１７１条の２　指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。 （準用） 第１８５条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８８条から第９０条まで、第９２条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条及び第１７１条の２の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１８４条の２」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１８５条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１８５条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１８５条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１８５条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１８５条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１８５条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１８５	（準用） 第１８５条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８８条から第９０条まで、第９２条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条及び第１７１条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１８４条の２」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１８５条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１８５条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１８５条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１８５条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１８５条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１８５条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１８５条

条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１８５条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１８５条において準用する前条」と読み替えるものとする。	において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１８５条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１８５条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用） 第１９０条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条、第１７１条の２、第１８０条第６項及び第１８１条から第１８３条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９０条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは第１９０条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは第１９０条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９０条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９０条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１８９条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９０条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	（準用） 第１９０条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８８条から第９４条まで、第１４６条、第１４７条、第１８０条第６項及び第１８１条から第１８３条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９０条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９０条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９０条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９０条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１９０条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９０条において準用する前条」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１８９条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９０条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。
（準用） 第１９４条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４	（準用） 第１９４条　第１０条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４

条（第１項を除く。）、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５２条、第５９条から第６２条まで、第７０条、第７２条、第７６条、第７７条、第８６条、第８９条、第９０条、第９２条から第９４条まで、第１４６条（第１項を除く。）、第１４７条、第１８０条第６項、第１７１条の２、第１８１条から第１８３条まで及び第１８６条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９２条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項及び第３項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９４条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９４条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９４条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第１４６条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第５項中「第１項から第３項まで」とあるのは「第２項及び第３項」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１９３条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９４条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	条（第１項を除く。）、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５２条、第５９条から第６２条まで、第７０条、第７２条、第７６条、第７７条、第８６条、第８９条、第９０条、第９２条から第９４条まで、第１４６条（第１項を除く。）、第１４７条、第１８０条第６項、第１８１条から第１８３条まで及び第１８６条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１９２条」と、第２１条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項及び第３項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１９４条において準用する第１４６条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条第１項」とあるのは「第１９４条において読み替えて準用する第６０条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１９４条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１９４条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号まで中「次条」とあるのは「第１９４条」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１９４条において準用する前条」と、第１４６条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第５項中「第１項から第３項まで」とあるのは「第２項及び第３項」と、第１８０条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第１９３条第１項の工賃」と、第１８１条第１項中「第１８５条」とあるのは「第１９４条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定障害者支援施設の一般原則） 第３条　［略］ ２・３　［略］ ４　指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第７７条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。 ５　指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。	（指定障害者支援施設の一般原則） 第３条　［略］ ２・３　［略］
（従業者の員数） 第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　生活介護を行う場合 ア　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ㈠　［略］ ㈡　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ａ　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a)・(b)　［略］ ｂ　［略］ ｃ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚	（従業者の員数） 第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　生活介護を行う場合 ア　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ㈠　［略］ ㈡　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ａ　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a)・(b)　［略］ ｂ　［略］ ｃ　理学療法士又は作業療法士の数は、利

士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d　［略］

(ｳ)　［略］

イ　［略］

ウ　ア(ｲ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ　［略］

(2)　自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ｱ)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

b　［略］

c　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、１以上とする。

d　［略］

(ｲ)　［略］

イ　［略］

ウ　ア(ｱ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ　［略］

(3)～(6)　［略］

２・３　［略］

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第２６条　［略］

２　指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常

用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d　［略］

(ｳ)　［略］

イ　［略］

ウ　ア(ｲ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ　［略］

(2)　自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ｱ)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

b　［略］

c　理学療法士又は作業療法士の数は、１以上とする。

d　［略］

(ｲ)　［略］

イ　［略］

ウ　ア(ｱ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ　［略］

(3)～(6)　［略］

２・３　［略］

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第２６条　［略］

生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３　［略］	２　［略］
４　［略］	３　［略］
（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第２７条　［略］	（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第２７条　［略］
２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第２８条の３第１項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
６　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第５１条の１７第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

９　［略］ １０　［略］ １１　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 （サービス管理責任者の責務） 第２８条　［略］ ２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。 （地域との連携等） 第２８条の２　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ２　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ３　指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。 ４　指定障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ５　前３項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 （地域移行等意向確認担当者の選任等） 第２８条の３　指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サ	８　［略］ ９　［略］ １０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 （サービス管理責任者の責務） 第２８条　［略］

ービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。 ２　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第２７条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。 ３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第７７条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。	
（協力医療機関等） 第５１条　［略］ ２　［略］ ３　指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定障害者支援施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第５１条　［略］ ２　［略］
第５８条　削除	（地域との連携等） 第５８条　指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（施行規則第６条の１０第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（施行規則第６条の１０第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第３項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第４項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第５項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（施行規則第６条の１０第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（施行規則第６条の１０第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第３項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第６項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
（療養介護の取扱方針） 第１６条　［略］ ２　療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の	（療養介護の取扱方針） 第１６条　［略］

意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。	
３　［略］	２　［略］
４　［略］	３　［略］
（療養介護計画の作成等） 第１７条　［略］	（療養介護計画の作成等） 第１７条　［略］
２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
６　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第５１条の１７第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第２４条の２６第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
９　［略］	８　［略］
１０　［略］	９　［略］
１１　第２項から第８項までの規定は、第９項に規	１０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規

定する療養介護計画の変更について準用する。	定する療養介護計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の責務） 第１８条　［略］ ２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	（サービス管理責任者の責務） 第１８条　［略］
（職員の配置の基準） 第３９条　生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第５章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、㈦から㈶までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス省令第３９条第１項第３号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㈦から㈶までに定める数とする。 ㈦～㈶　［略］ イ　［略］ ウ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 エ　［略］ ⑷　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第３号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ５～８　［略］	（職員の配置の基準） 第３９条　生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第５章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、㈦から㈶までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス省令第３９条第１項第３号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㈦から㈶までに定める数とする。 ㈦～㈶　［略］ イ　［略］ ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 エ　［略］ ⑷　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項第３号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ５～８　［略］
（職員の配置の基準） 第５２条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）	（職員の配置の基準） 第５２条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
⑴　［略］	⑴　［略］
⑵　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑵　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
ア　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。	ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。
イ　［略］	イ　［略］
ウ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。	ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。
エ　［略］	エ　［略］
⑶　［略］	⑶　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　第１項第２号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	４　第１項第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
５～９　［略］	５～９　［略］
（地域生活への移行のための支援）	（地域生活への移行のための支援）
第５４条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第６１条の２に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。	第５４条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第６３条第１項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。
２　［略］	２　［略］
（準用）	（準用）
第５５条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３８条まで、第４０条、第４１条及び第４４条の２から第４９条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第５５条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項	第５５条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３８条まで、第４０条、第４１条及び第４４条の２から第４９条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第５５条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項

」とあるのは「第５５条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第５５条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第５５条において準用する前条」と読み替えるものとする。	」とあるのは「第５５条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第５５条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第５５条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用） 第６０条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３６条まで、第４０条、第４１条、第４４条の２から第４９条まで、第５３条及び第５４条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第６０条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第６０条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第６０条において準用する前条」と、第４０条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上、宿泊型自立訓練については１０人以上」と読み替えるものとする。	（準用） 第６０条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３６条まで、第４０条、第４１条、第４４条の２から第４９条まで、第５３条及び第５４条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第６０条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６０条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第６０条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第６０条において準用する前条」と、第４０条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上、宿泊型自立訓練については１０人以上」と読み替えるものとする。
（規模） 第６１条の２　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、１０人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。	
（職員の配置の基準） 第６３条　就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	（職員の配置の基準） 第６３条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

⑴～⑷　［略］ ２～６　［略］	⑴～⑷　［略］ ２～６　［略］
（準用） 第６９条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４０条、第４１条、第４３条、第４４条、第４５条から第４９条まで及び第５３条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第６９条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第６９条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第６９条において準用する前条」と、第４０条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第６９条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３８条まで、第４０条、第４１条、第４３条、第４４条、第４５条から第４９条まで及び第５３条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第６９条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第６９条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第６９条において準用する前条」と、第４０条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。
（規模に関する特例） 第８８条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。）及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号。以下「指定通所支援条例」という。）第５条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業等又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第７２条に規定する指定放課	（規模に関する特例） 第８８条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。）及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号。以下「指定通所支援条例」という。）第５条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業等、指定医療型児童発達支援（指定通所支援条例第６２条に規定する指定医療型児

後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が２０人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。 ⑴～⑶　［略］ ２・３　［略］	童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第７２条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が２０人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。 ⑴～⑶　［略］ ２・３　［略］

第５条　さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第５章　［略］ 第５章の２　就労選択支援（第６０条の２―第６０条の８） 第６章～第１０章　［略］ 附則 （障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第５章まで及び第６章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第１７条第１項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 ２・３　［略］	目次 第１章～第５章　［略］ 第６章～第１０章　［略］ 附則 （障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第１７条第１項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 ２・３　［略］

第５章の２　就労選択支援

（基本方針）

第６０条の２　就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第６０条の３　就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、１０人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第６０条の４　就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上

２　前項第２号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

３　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

４　第１項第２号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（実施主体）

第６０条の５　就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に

雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第６０条の６　就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第６０条の７　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　就労選択支援事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用） 第６０条の８　第８条、第９条（第２項第１号を除く。）、第１３条から第１６条まで、第１９条、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４１条、第４３条、第４４条及び第４５条から第４９条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６０条の８において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６０条の８において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６０条の８において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。 （就労選択支援に関する情報提供） 第６８条の２　就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。	
（準用） 第８４条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条、第４１条、第４５条から第４９条まで、第５３条及び第６８条の２の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第８４条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第８４条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第１８条中「前条」とあるのは「第８４条において準用する前条」と読み替えるものとする。	（準用） 第８４条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条、第４１条、第４５条から第４９条まで及び第５３条の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第８４条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第８４条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第８４条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第１８条中「前条」とあるのは「第８４条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用）	（準用）

第８７条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条、第３６条、第３７条、第４１条、第４３条、第４５条から第４９条まで、第５３条、第６８条の２、第７１条、第７３条から第７５条まで及び第８０条から第８２条までの規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第８７条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第８７条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第１８条中「前条」とあるのは「第８７条において準用する前条」と、第８０条第１項中「第８４条」とあるのは「第８７条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	第８７条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条、第３６条、第３７条、第４１条、第４３条、第４５条から第４９条まで、第５３条、第７１条、第７３条から第７５条まで及び第８０条から第８２条までの規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第８７条において読み替えて準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第８７条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第８７条において読み替えて準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第１８条中「前条」とあるのは「第８７条において準用する前条」と、第８０条第１項中「第８４条」とあるのは「第８７条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（障害者支援施設の一般原則） 第３条　［略］ ２・３　［略］ ４　障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定	（障害者支援施設の一般原則） 第３条　［略］ ２・３　［略］

期的に確認するとともに、法第７７条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。 ５　障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。	
（職員の配置の基準） 第１１条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　生活介護を行う場合 ア　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ㈠　［略］ ㈡　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 a　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a)・(b)　［略］ b　［略］ c　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 d　［略］ ㈢　［略］ イ　［略］ ウ　ア㈡の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	（職員の配置の基準） 第１１条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　生活介護を行う場合 ア　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ㈠　［略］ ㈡　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a)・(b)　［略］ b　［略］ c　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 d　［略］ ㈢　［略］ イ　［略］ ウ　ア㈡の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ　［略］ ⑶　自立訓練（機能訓練）を行う場合 ア　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ㈦　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 a　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。 b　［略］ c　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、１以上とする。 d　［略］ ㈠　［略］ イ　［略］ ウ　ア㈦の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 エ～カ　［略］ ⑷～⑺　［略］ ２～４　［略］	エ・オ　［略］ ⑶　自立訓練（機能訓練）を行う場合 ア　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ㈦　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。 b　［略］ c　理学療法士又は作業療法士の数は、１以上とする。 d　［略］ ㈠　［略］ イ　［略］ ウ　ア㈦の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 エ～カ　［略］ ⑷～⑺　［略］ ２～４　［略］
（施設障害福祉サービスの取扱方針） 第１８条　［略］ ２　障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。 ３　［略］ ４　［略］	（施設障害福祉サービスの取扱方針） 第１８条　［略］ ２　［略］ ３　［略］
（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第１９条　［略］ ２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第２０条の３第１項の地域移行等意向確認担当者	（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第１９条　［略］ ２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
６　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第５１条の１７第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
９　［略］	８　［略］
１０　［略］	９　［略］
１１　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。	１０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の責務）	（サービス管理責任者の責務）
第２０条　［略］	第２０条　［略］
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（地域との連携等）	
第２０条の２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と	

の交流を図らなければならない。

２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

３　障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

４　障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第２０条の３　障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

２　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第１９条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第７７条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

（協力医療機関等） 第４０条　［略］ ２　［略］ ３　障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　障害者支援施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第４０条　［略］ ２　［略］
第４４条　削除	（地域との連携等） 第４４条　障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第７条　さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　削除	目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　医療型児童発達支援 第１節　基本方針（第６２条） 第２節　人員に関する基準（第６３条・第６４

	条） 第３節　設備に関する基準（第６５条） 第４節　運営に関する基準（第６６条―第７１条）
第５章～第９章　［略］ 附則	第５章～第９章　［略］ 附則
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　通所給付決定保護者　法第６条の２の２第８項に規定する通所給付決定保護者をいう。 ⑵　指定障害児通所支援事業者　法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。 ⑶～⑼　［略］ ⑽　法定代理受領　法第２１条の５の７第１１項（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第２１条の５の２９第３項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。 ⑾・⑿　［略］ ⒀　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第７２条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第８１条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第８２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びにさいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５８号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第７９条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第１４２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第１５２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第１６２条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第１７３条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定障害福祉サービス条例第１８６条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のこ	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　通所給付決定保護者　法第６条の２の２第９項に規定する通所給付決定保護者をいう。 ⑵　指定障害児通所支援事業者等　法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。 ⑶～⑼　［略］ ⑽　法定代理受領　法第２１条の５の７第１１項（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第２１条の５の２９第３項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。 ⑾・⑿　［略］ ⒀　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第６２条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第７２条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第８１条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第８２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びにさいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第５８号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第７９条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第１４２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第１５２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第１６２条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第１７３条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定障害福祉サービス条例第１８６条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス

とをいう。	条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。
（指定障害児通所支援事業者の一般原則） 第３条　指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第２８条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。	（指定障害児通所支援事業者等の一般原則） 第３条　指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第２８条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
２　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
３　指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
４　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	４　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
第４条　法第２１条の５の１５第３項第１号（法第２１条の５の１６第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。	第４条　法第２１条の５の１５第３項第１号（法第２１条の５の１６第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。	第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第７条　［略］ ２　［略］ ３　前２項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。 ４　第２項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ５　前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第２号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 ６　第１項第２号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 ７　第１項（第１号を除く。）、第２項及び第４項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に	第７条　［略］ ２　［略］ ３　前項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ４　前２項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第１項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第２項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第３号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ⑴　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに４以上 ⑵　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数 ⑶　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数 ５　第２項及び第３項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第１項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ⑴　看護職員　１以上 ⑵　機能訓練担当職員　１以上 ６　第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第２号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 ７　第１項第２号ア、第４項第１号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 ８　第１項から第５項まで（第１項第１号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供

当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第１項第３号の栄養士及び同項第４号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第１項第３号の栄養士及び同項第４号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
８　第３項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	
９　前２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	９　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
（管理者） 第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	（管理者） 第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
（設備） 第１０条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備） 第１０条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３　第１項に規定する発達支援室の床面積は、利用定員１人につき２．４７平方メートル以上としなければならない。	３　第１項に規定する指導訓練室の床面積は、利用定員１人につき２．４７平方メートル以上としなければならない。
４　［略］	４　［略］
第１１条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	第１１条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症

	心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。
２　指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。	
３　第１項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。	２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。
⑴　発達支援室 ア・イ　［略］ ⑵　［略］	⑴　指導訓練室 ア・イ　［略］ ⑵　［略］
	３　第１項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。
４　第１項及び第２項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第２項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	４　第１項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
（利用定員） 第１２条　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。	（利用定員） 第１２条　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。
（通所利用者負担額の受領） 第２４条　［略］	（通所利用者負担額の受領） 第２４条　［略］
２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。 ⑴　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 ⑵　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るも	２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

のにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	
３～６　［略］	３～６　［略］
（通所利用者負担額に係る管理） 第２５条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。	（通所利用者負担額に係る管理） 第２５条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。
（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第２６条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。	（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第２６条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
２　［略］	２　［略］
（指定児童発達支援の取扱方針） 第２７条　指定児童発達支援事業者は、第２８条第１項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	（指定児童発達支援の取扱方針） 第２７条　指定児童発達支援事業者は、次条第１項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	
３　［略］	２　［略］
４　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当た	

ってては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。	
５　［略］	３　［略］
６　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
⑴～⑺　［略］	⑴～⑺　［略］
７　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	５　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
第２７条の２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第４項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	
（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進） 第２７条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。	
（児童発達支援計画の作成等） 第２８条　［略］	（児童発達支援計画の作成等） 第２８条　［略］
２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上	２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

での適切な支援内容の検討をしなければならない。	
３　［略］	３　［略］
４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６　［略］	６　［略］
７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第２４条の２６第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。	７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
８～１０　［略］	８～１０　［略］
（児童発達支援管理責任者の責務）	（児童発達支援管理責任者の責務）
第２９条　［略］	第２９条　［略］
２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	
（支援）	（指導、訓練等）
第３１条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。	第３１条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
２　［略］	２　［略］

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
（通所給付決定保護者に関する市町村への通知） 第３６条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	（通所給付決定保護者に関する市町村への通知） 第３６条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
（定員の遵守） 第４０条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第４０条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（安全計画の策定等） 第４１条の２　［略］	（安全計画の策定等） 第４１条の２　［略］
２　［略］	２　［略］
３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
４　［略］	４　［略］
（協力医療機関） 第４３条　指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	（協力医療機関） 第４３条　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
（利益供与等の禁止） 第５０条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１９項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支	（利益供与等の禁止） 第５０条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支

援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　［略］	２　［略］
（設備）	（設備）
第５７条　基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第５７条　基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３　［略］	３　［略］
第４章　削除	第４章　医療型児童発達支援
	第１節　基本方針
第６２条から第７１条まで　削除	第６２条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。
	第２節　人員に関する基準
	（従業者の員数）
	第６３条　指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
	⑴　医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数
	⑵　児童指導員　１以上
	⑶　保育士　１以上
	⑷　看護職員　１以上
	⑸　理学療法士又は作業療法士　１以上
	⑹　児童発達支援管理責任者　１以上
	２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必

	要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。 ３　第１項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ４　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 （準用） 第６４条　第８条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第３節　設備に関する基準 （設備） 第６５条　指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ⑵　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ⑶　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ２　指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 ３　第１項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第１号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 第４節　運営に関する基準 （利用定員） 第６６条　指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を１０人以上とする。 （通所利用者負担額の受領）

第６７条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

⑴　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

⑵　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

３　指定医療型児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　日用品費

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第６０条第４項に規定するこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

５　指定医療型児童発達支援事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

６　指定医療型児童発達支援事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第６８条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなけれ

	ばならない。 ２　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第２項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。 （通所給付決定保護者に関する市町村への通知） 第６９条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 （運営規程） 第７０条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　利用定員 ⑸　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑹　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。） ⑺　サービスの利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 （情報の提供等） 第７０条の２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医

	療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 （準用） 第７１条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）から第３５条まで、第３７条、第３９条から第４２条まで、第４４条から第４８条まで、第５０条から第５３条まで及び第５５条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第７０条」と、第１６条中「第５０条第１項」とあるのは「第７１条において準用する第５０条第１項」と、第１７条中「第３８条第６号及び」とあるのは「第７１条において準用する」と、第２３条第２項中「次条第１項」とあるのは「第６７条第１項」と、第２７条第１項中「次条第１項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第７１条において読み替えて準用する次条第１項に規定する医療型児童発達支援計画」と、第２８条第１項中「第５５条第２項第２号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第７１条において準用する第５５条第２項第２号において「医療型児童発達支援計画」という」と、同条第２項、第４項から第８項まで及び第１０項中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第２９条中「前条」とあるのは「第７１条において準用する前条」と、同条第１号中「次条」とあるのは「第７１条において準用する次条」と、第３５条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第４４条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５５条第２項第１号中「第２２条第１項」とあるのは「第７１条において準用する第２２条第１項」と、同項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第３号中「第３６条」とあるのは「第６９条」と、同項第４号中「第４５条第２項」とあるのは「第７１条において準用する第４５条第２項」と、同項第５号中「第５１条第２項」とあるのは「第７１条において準用する第５１条第２項」と、同項第６号中「第５３条第２項」とあるのは「第７１条において準用する第５３条第２項」と読み替えるものとする。
第７２条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることが	第７２条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることが

できるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。	できるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
（設備） 第７５条　指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 ２　前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第１項に規定する発達支援室の床面積は、利用定員１人につき２．４７平方メートル以上としなければならない。 ４　［略］	（設備） 第７５条　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第１項に規定する指導訓練室の床面積は、利用定員１人につき２．４７平方メートル以上としなければならない。 ４　［略］
（設備） 第８０条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　［略］	（設備） 第８０条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　［略］
（従業者の員数） 第８１条の３　［略］ ２　前項第１号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に３年以上従事した者でなければならない。 ３　［略］	（従業者の員数） 第８１条の３　［略］ ２　前項第１号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に３年以上従事した者でなければならない。 ３　［略］
（準用）	（準用）

第８１条の９　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第６項及び第７項を除く。）、第２７条の２、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第３９条の２、第４１条の２、第４１条の３第１項、第４２条から第４６条まで、第４８条から第５１条まで、第５２条第１項及び第５３条から第５５条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第８１条の８」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５２条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項中「次条」とあるのは「第８１条の７」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８１条の７第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第２７条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第４９条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	第８１条の９　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第３９条の２、第４１条の２、第４１条の３第１項、第４２条から第４６条まで、第４８条、第５０条、第５１条、第５２条第１項、第５３条から第５５条まで及び第７０条の２の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第８１条の８」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５２条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項中「次条」とあるのは「第８１条の７」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８１条の７第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
（準用） 第８９条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項を除く。）、第２７条の３から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第３９条の２、第４１条の２、第４１条の３第１項、第４２条、第４４条から第４６条まで、第４８条から第５１条まで、第５２条第１項、第５３条から第５５条まで及び第８１条の６から第８１条の８までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の８」と、第１６条中「第５０条第１項」とあるのは「第８９条において準用する第５０条第１項」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５２条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項中「次条」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の７」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の７第２項」と、第２７条第１項中「次条第１項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第８９条において読み替えて準用する次条第１項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当	（準用） 第８９条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第３９条の２、第４１条の２、第４１条の３第１項、第４２条、第４４条から第４６条まで、第４８条、第５０条、第５１条、第５２条第１項、第５３条から第５５条まで、第７０条の２及び第８１条の６から第８１条の８までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の８」と、第１６条中「第５０条第１項」とあるのは「第８９条において準用する第５０条第１項」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５２条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項中「次条」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の７」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第８１条の７第２項」と、第２７条第１項中「次条第１項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第８９条において読み替えて準用する次条第１項に規定する保育所等訪問支援計画」と、第２８条第１項中「第５５条第２項第２号におい

該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第５号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第７項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第２８条第１項中「第５５条第２項第２号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第８９条において準用する第５５条第２項第２号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第２項、第４項から第８項まで及び第１０項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第２９条中「前条」とあるのは「第８９条において準用する前条」と、同条第１号中「次条」とあるのは「第８９条において準用する次条」と、第４４条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第４９条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第５５条第２項第１号中「第２２条第１項」とあるのは「第８９条において準用する第２２条第１項」と、同項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第３号中「第３６条」とあるのは「第８９条において準用する第３６条」と、同項第４号中「第４５条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第４５条第２項」と、同項第５号中「第５１条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第５１条第２項」と、同項第６号中「第５３条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第５３条第２項」と読み替えるものとする。	て「児童発達支援計画」という」とあるのは「第８９条において準用する第５５条第２項第２号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第２項、第４項から第８項まで及び第１０項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第２９条中「前条」とあるのは「第８９条において準用する前条」と、同条第１号中「次条」とあるのは「第８９条において準用する次条」と、第４４条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５５条第２項第１号中「第２２条第１項」とあるのは「第８９条において準用する第２２条第１項」と、同項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第３号中「第３６条」とあるのは「第８９条において準用する第３６条」と、同項第４号中「第４５条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第４５条第２項」と、同項第５号中「第５１条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第５１条第２項」と、同項第６号中「第５３条第２項」とあるのは「第８９条において準用する第５３条第２項」と読み替えるものとする。
（従業者の員数に関する特例） 第９０条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで及び第５項、第７条（第４項及び第５項を除く。）、第７３条第１項から第３項まで及び第５項、第８１条の３第１項並びに第８３条第１項の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあ	（従業者の員数に関する特例） 第９０条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで及び第５項、第７条（第３項及び第６項を除く。）、第６３条、第７３条第１項から第３項まで及び第５項、第８１条の３第１項並びに第８３条第１項の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。

るのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第７条第１項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第２号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第２項及び第３項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第６項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第７項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第８項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と、第７３条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第８１条の３第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第８３条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。	）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第７条第１項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第２号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第２項及び第４項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第５項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第７項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第８項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第６３条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第３号並びに同条第２項及び第３項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第７３条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第８１条の３第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第８３条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。
２　［略］	２　［略］
（利用定員に関する特例） 第９２条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第１２条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上とすることができる。 ２　利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第１２条及び第７６条の	（利用定員に関する特例） 第９２条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第１２条、第６６条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上とすることができる。 ２　利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第１２条、第６６条及び

規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。	第７６条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。
３　前２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第１２条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。	３　前２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第１２条、第６６条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。
４　第２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第１２条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。	４　第２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第１２条、第６６条及び第７６条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第９３条　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第５５条の５、第５９条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）、第１８条（第５５条の５、第５９条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第９３条　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第５５条の５、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）、第１８条（第５５条の５、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電	２　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、

磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第８条　さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定入所支援費用基準額　指定入所支援に係る法第２４条の２第２項第１号（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 ⑹　入所利用者負担額　法第２４条の２第２項第２号（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第２４条の２０第１項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 ⑺～⑽　［略］ ⑾　法定代理受領　法第２４条の３第８項（法第２４条の７第２項において準用する場合及び法第２４条の２４第３項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和２３年法律第６７号）第２５２条の１９第１	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　指定入所支援費用基準額　指定入所支援に係る法第２４条の２第２項第１号（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 ⑹　入所利用者負担額　法第２４条の２第２項第２号（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第２４条の２０第１項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 ⑺～⑽　［略］ ⑾　法定代理受領　法第２４条の３第８項（法第２４条の７第２項において準用する場合及び法第２４条の２４第２項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和２３年法律第６７号）第２５２条の１９第１

項の指定都市（第４８条第３項において「指定都市」という。）及び法第５９条の４第１項の児童相談所設置市（第４８条第３項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第２４条の２０第３項（法第２４条の２４第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。	項の指定都市（第４８条第３項において「指定都市」という。）及び法第５９条の４第１項の児童相談所設置市（第４８条第３項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第２４条の２０第３項（法第２４条の２４第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。
（指定障害児入所施設等の一般原則）	（指定障害児入所施設等の一般原則）
第３条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（１５歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。	第３条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
２　［略］	２　［略］
３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第４７条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
４　［略］	４　［略］
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第５条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、４０人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第４号の栄養士を、調理業	第５条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、４０人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第４号の栄養士を、調理業

務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第５号の調理員を置かないことができる。

⑴　［略］

⑵　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　［略］

イ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第２項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　１以上

⑶～⑹　［略］

２　前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

３　前項に規定する心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

４　［略］

（設備）

第６条　［略］

２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

⑴　［略］

⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

３～５　［略］

務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第５号の調理員を置かないことができる。

⑴　［略］

⑵　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　［略］

イ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　１以上

⑶～⑹　［略］

２　前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

３　前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

４　［略］

（設備）

第６条　［略］

２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

⑴　［略］

⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

３～５　［略］

（指定入所支援の取扱方針） 第２１条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	（指定入所支援の取扱方針） 第２１条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。	
３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	
４　［略］	２　［略］
５　［略］	３　［略］
（入所支援計画の作成等） 第２２条　［略］	（入所支援計画の作成等） 第２２条　［略］
２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３・４　［略］	３・４　［略］
５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６～１０　［略］	６～１０　［略］
（移行支援計画の作成等） 第２２条の２　指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	
２　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サ	

ービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上での必要な支援内容の検討をしなければならない。 ３　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。 ４　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。 ５　前条第３項及び第５項から第７項までの規定は、第２項に規定する移行支援計画の作成について準用する。 ６　前条第３項、第５項から第７項まで及び第９項並びに第２項及び第３項の規定は、第４項に規定する移行支援計画の変更について準用する。	
（児童発達支援管理責任者の責務） 第２３条　児童発達支援管理責任者は、前２条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	（児童発達支援管理責任者の責務） 第２３条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
（支援） 第２６条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。 ２　［略］ ３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。 ４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	（指導、訓練等） 第２６条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。 ２　［略］ ３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。 ４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
（協力医療機関等） 第４０条　［略］ ２　［略］ ３　指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において単に「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第４０条　［略］ ２　［略］
（利益供与等の禁止） 第４７条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第１９項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　［略］	（利益供与等の禁止） 第４７条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　［略］
（記録の整備） 第５２条　［略］ ２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しなければならない。 ⑴　入所支援計画及び移行支援計画 ⑵～⑹　［略］	（記録の整備） 第５２条　［略］ ２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しなければならない。 ⑴　入所支援計画 ⑵～⑹　［略］
（従業者の員数） 第５３条　指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	（従業者の員数） 第５３条　指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

⑴・⑵　［略］ ⑶　心理支援を担当する職員　１以上（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） ⑷・⑸ ２～４　［略］ （設備） 第５４条　指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　支援室及び浴室を有すること。 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。 ⑴　［略］ ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外遊戯場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　［略］	⑴・⑵　［略］ ⑶　心理指導を担当する職員　１以上（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） ⑷・⑸ ２～４　［略］ （設備） 第５４条　指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。 ⑴　［略］ ⑵　訓練室及び浴室を有すること。 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。 ⑴　［略］ ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　［略］

（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第９章　［略］	目次 第１章～第９章　［略］

第１０章　児童発達支援センター（第７９条―第８４条） 第１１章　削除 第１２章～第１４章　［略］ 第１５章　里親支援センター（第１１１条―第１１６条） 第１６章　雑則（第１１７条・第１１８条） 附則	第１０章　福祉型児童発達支援センター（第７９条―第８４条） 第１１章　医療型児童発達支援センター（第８５条―第８８条） 第１２章～第１４章　［略］ 第１５章　雑則（第１１１条・第１１２条） 附則
（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。	（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
（安全計画の策定等） 第６条の３　児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２～４　［略］	（安全計画の策定等） 第６条の３　児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２～４　［略］
（入所者及び職員の健康診断） 第１５条　児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第４項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ２～４　［略］	（入所者及び職員の健康診断） 第１５条　児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第４項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ２～４　［略］
（自立支援計画の策定） 第３２条　乳児院の長は、第３０条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため	（自立支援計画の策定） 第３２条　乳児院の長は、第３０条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

の計画を策定しなければならない。	
（関係機関との連携） 第３４条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	（関係機関との連携） 第３４条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
（自立支援計画の策定） 第４０条　母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、当該母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	（自立支援計画の策定） 第４０条　母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の母子について、当該母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
（関係機関との連携） 第４３条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。	（関係機関との連携） 第４３条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。
（自立支援計画の策定） 第６１条　児童養護施設の長は、第５９条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	（自立支援計画の策定） 第６１条　児童養護施設の長は、第５９条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
（関係機関との連携） 第６４条　児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	（関係機関との連携） 第６４条　児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
（設備の基準） 第６５条　福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所	（設備の基準） 第６５条　福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所

施設には、次の設備を設けること。 ア　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備 イ　［略］ ⑷　主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。 ⑸　主として肢体不自由（法第６条の２の２第２項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。 ア　支援室及び屋外遊戯場 イ　［略］ ⑹～⑼　［略］	施設には、次の設備を設けること。 ア　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備 イ　［略］ ⑷　主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。 ⑸　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。 ア　訓練室及び屋外訓練場 イ　［略］ ⑹～⑼　［略］
（職員） 第６６条　［略］ ２～１３　［略］ １４　心理支援を行う必要があると認められる児童５人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。 １５　前項の心理担当職員の資格については、第２７条第４項の規定を準用する。	（職員） 第６６条　［略］ ２～１３　［略］ １４　心理指導を行う必要があると認められる児童５人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。 １５　前項の心理指導担当職員の資格については、第２７条第４項の規定を準用する。
（設備の基準） 第７４条　医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。 ⑵　［略］ ⑶　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。 ⑷　［略］	（設備の基準） 第７４条　医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　医療型障害児入所施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。 ⑵　［略］ ⑶　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。 ⑷　［略］
（職員） 第７５条　［略］ ２～５　［略］ ６　主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第３項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。	（職員） 第７５条　［略］ ２～５　［略］ ６　主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第３項に規定する職員及び心理指導担当職員を置かなければならない。

７　［略］	７　［略］
第１０章　児童発達支援センター	第１０章　福祉型児童発達支援センター
（設備の基準） 第７９条　児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。	（設備の基準） 第７９条　福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 ⑵　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の１室の定員は、おおむね１０人とし、その面積は、児童１人につき２．４７平方メートル以上とすること。 ⑶　福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童１人につき１．６５平方メートル以上とすること。 ⑷　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。 ⑸　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。 ⑹　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
２　児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。 ３　第１項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ⑴　発達支援室の１室の定員は、これをおおむね１０人とし、その面積は、児童１人につき２．４７平方メートル以上とすること。 ⑵　遊戯室の面積は、児童１人につき１．６５平	

方メートル以上とすること。	
（職員） 第８０条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。	（職員） 第８０条　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合　看護職員	⑶　医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合　看護職員
⑷　当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合　看護職員	⑷　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合　看護職員
⑸　当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２７条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第１０条第１項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２７条第１項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合　看護職員	⑸　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２７条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第１０条第１項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２７条第１項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合　看護職員
２　児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。	

３　児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。	２　福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
４　児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	３　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
	４　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第１項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第１項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。
	５　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
	６　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、４人以上でなければならない。
	７　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童４０人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
	８　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ及びニ⑵の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
	９　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、１人以上でなければならない。
５　第９条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第１条第２項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。	１０　第９条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第１条第２項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除

）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	く。）をいう。第８６条第２項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
（生活指導及び計画の作成） 第８１条　児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第６７条第１項及び第６９条の規定を準用する。	（生活指導及び計画の作成） 第８１条　福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第６７条第１項及び第６９条の規定を準用する。
（保護者等との連絡） 第８２条　児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。	（保護者等との連絡） 第８２条　福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。
（心理学的及び精神医学的診査） 第８３条　児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	（心理学的及び精神医学的診査） 第８３条　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第７２条の規定を準用する。
第８４条　削除	（入所した児童に対する健康診断） 第８４条　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第１５条第１項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。
第１１章　削除	第１１章　医療型児童発達支援センター
第８５条から第８８条まで　削除	（設備の基準） 第８５条　医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。 ⑵　階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。 （職員）

	第８６条　医療型児童発達支援センターには、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。 ２　第９条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 （入所した児童に対する健康診断） 第８７条　医療型児童発達支援センターにおいては、第１５条第１項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。 （生活指導等） 第８８条　医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第６７条第１項、第６９条及び第８２条の規定を準用する。
（自立支援計画の策定） 第９３条　児童心理治療施設の長は、前条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	（自立支援計画の策定） 第９３条　児童心理治療施設の長は、前条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
（関係機関との連携） 第９６条　児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	（関係機関との連携） 第９６条　児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
（自立支援計画の策定） 第１０３条　児童自立支援施設の長は、前条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとること	（自立支援計画の策定） 第１０３条　児童自立支援施設の長は、前条第１項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定し

により、児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	なければならない。
（関係機関との連携） 第１０６条　児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	（関係機関との連携） 第１０６条　児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
（支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第１１０条　［略］ ２　児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 ３　［略］	（支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第１１０条　［略］ ２　児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 ３　［略］
第１５章　里親支援センター	
（設備の基準） 第１１１条　里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第３項第３号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。	
（職員） 第１１２条　里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。 ２　里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ⑴　法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者 ⑵　里親として５年以上の委託児童（法第２７条第１項第３号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第２号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１条の１０に規定する養育者等をいう。以下この条及	

び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

⑶　里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

３　里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

⑴　法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

⑵　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

⑶　里親等への支援の実施に関して、市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

４　里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

⑴　法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

⑵　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

⑶　里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第１１３条　里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第１１条第４項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

⑴　法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

⑵　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ⑶　市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 （里親支援） 第１１４条　里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第２７条第１項第３号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。 （業務の質の評価等） 第１１５条　里親支援センターは、自らその行う法第４４条の３第１項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （関係機関との連携） 第１１６条　里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。	
第１６章　雑則	第１５章　雑則
第１１７条　［略］	第１１１条　［略］
第１１８条　［略］	第１１２条　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第５条の規定並びに第７条中第５０条第１項及び第８条中第４７条第１項の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和７年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後のさいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の指定障害福祉サービス条例」という。）第１９８条の７（改正後の指定障害福祉サービス条例第２０１条の２２において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第２０１条の１０の規定の適用については、改正後の指定障害福祉サービス条例第１９８条の７第２項及び第３項並びに第２０１条の１０第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の指定障害福祉サービス条例第１９８条の７第４項及び第２０１条の１０第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

３　施行日から令和７年３月３１日までの間、第３条の規定による改正後のさいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（次項において「改正後の指定障害者支援施設条例」という。）第２８条の２の規定の適用については、同条第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

４　施行日から令和８年３月３１日までの間、改正後の指定障害者支援施設条例第２８条の３の規定の適用については、同条第１項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第２項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

５　施行日から令和７年３月３１日までの間、第６条の規定による改正後のさいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「改正後の障害者支援施設条例」という。）第２０条の２の規定の適用については、同条第２項

及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

６　施行日から令和８年３月３１日までの間、改正後の障害者支援施設条例第２０条の３の規定の適用については、同条第１項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第２項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

７　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により一部改正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（以下「改正後の児童福祉法」という。）第２１条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、第７条の規定による改正後のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第７条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

８　一部改正法附則第４条第１項の規定により改正後の児童福祉法第２１条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

９　この条例の施行の際現に指定を受けている第７条の規定による改正前のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定通所支援条例」という。）第７条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第７条及び第１２条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

１０　この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第７条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

１１　新指定通所支援条例第２７条の２（新指定通所支援条例第５５条の５、第５９

条、第７８条、第７８条の２、第８１条及び第８１条の９において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和７年３月３１日までの間、第２７条の２中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

１２　一部改正法附則第１１条の規定により改正後の児童福祉法第４３条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第９条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設条例」という。）第７９条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

１３　一部改正法附則第１１条の規定により改正後の児童福祉法第４３条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設条例第８０条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

１４　この条例の施行の際現に設置している第９条の規定による改正前のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧児童福祉施設条例」という。）第７９条第１号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第２号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第７９条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

１５　この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設条例第７９条第１号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第２号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第８０条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

さいたま市条例第２７号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成１３年さいたま市条例第２８３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（補償基礎額）
第５条　［略］
２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
⑴　［略］
⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>９，１００円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３・４　［略］

別表（第５条関係）
補償基礎額表
<table><tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500 円</u></td><td><u>13,350 円</u></td><td>［略］</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,800 円</u></td><td><u>11,650 円</u></td><td><u>12,500 円</u></td></tr></table></td>
<td>（補償基礎額）
第５条　［略］
２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
⑴　［略］
⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>８，９００円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３・４　［略］

別表（第５条関係）
補償基礎額表
<table><tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,440 円</u></td><td><u>13,320 円</u></td><td>［略］</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,670 円</u></td><td><u>11,550 円</u></td><td><u>12,440 円</u></td></tr></table></td></tr>
</table>

部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考　［略］

部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

さいたま市条例第２８号

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（議会の議決に付すべき契約） 第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格<u>５億円</u>以上の工事又は製造の請負とする。	（議会の議決に付すべき契約） 第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格<u>３億円</u>以上の工事又は製造の請負とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決に付された契約については、この条例による改正後のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市条例第２９号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第４７条　［略］ ２　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 ⑴～⑷　［略］ ３　第１項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	（市民税の減免） 第４７条　［略］ ２　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 ⑴～⑷　［略］ ３　第１項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（固定資産税の減免） 第８０条　［略］ ２　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 ⑴～⑹　［略］ ３　第１項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	（固定資産税の減免） 第８０条　［略］ ２　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 ⑴～⑹　［略］ ３　第１項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（特別土地保有税の減免） 第１２０条　［略］	（特別土地保有税の減免） 第１２０条　［略］

２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
３　第１項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３　第１項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（事業所税の減免） 第１５０条　［略］	（事業所税の減免） 第１５０条　［略］
２　前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	２　前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
３　第１項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３　第１項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
附　則 （令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例） 第１１条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第２０条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。	附　則

２　前項前段の場合において、第２０条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。	
３　第１項の規定は、令和６年度分の第２８条第１項又は第３項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２９条第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。	
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第１２条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第２０条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第１２条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第２０条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）	
第１５条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第１５条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第２１条、第２４条から第２５条の２まで、附則第１１条第２項、附則第１５条第１項、附則第１５条の３の２第１項、前条及び附則第１７条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
２　前項の規定の適用がある場合における第２４条の２第２項、第４４条の５第１項及び前条の規定の適用については、第２４条の２第２項及び前条	

中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第４４条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第１５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第１５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第１５条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第３４条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第３３条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個

人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第３３条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第３３条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

⑷　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第４４条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第１５条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第４４条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る

個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第３項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第１５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第４４条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第４４条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控

除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
⑷　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額	

及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑸　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第４４条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１５条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４４条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下

この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４４条の５第２項の規定により読み替えられた第４４条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第４４条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１５条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第４４条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第１５条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定する

ところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第２１条、第２４条から第２５条の２まで、附則第１１条第２項、附則第１５条第１項、附則第１５条の３の２第１項、附則第１５条の４及び附則第１７条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第１６条　［略］ ２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第２８条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第１９条から第２１条まで、第２４条から第２５条まで、附則第１５条第１項、附則第１５条の３第１項、附則第１５条の３の２第１項及び附則第１５条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 ３　前項の規定の適用がある場合における第２５条の２第１項、附則第１５条の５第１項及び前条の規定の適用については、第２５条の２第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第１６条第２項」と、附則第１５条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第１６条第２項及び」と、前条中「附則第１５条の４及び」とあるのは「附則第１５条の４、次条第２項及び」とする。	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第１６条　［略］ ２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第２８条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第１９条から第２１条まで、第２４条から第２５条まで、附則第１５条第１項、附則第１５条の３第１項、附則第１５条の３の２第１項及び前条の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 ３　前項の規定の適用がある場合における第２５条の２第１項の規定の適用については、同項中「前３条」とあるのは、「前３条並びに附則第１６条第２項」とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１９条　［略］ ２　［略］ ３　市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。 ４　［略］	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１９条　［略］ ２　［略］ ３　［略］

５　［略］ ６　［略］ ７　［略］ ８　［略］	４　［略］ ５　［略］ ６　［略］ ７　［略］
９　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	８　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑺　［略］	⑴～⑺　［略］
１０　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑹　［略］	⑴～⑹　［略］
１１　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	１０　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑹　［略］	⑴～⑹　［略］
１２　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑹　［略］	⑴～⑹　［略］
１３　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	１２　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴～⑸　［略］	⑴～⑸　［略］
１４　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１８項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	１３　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　施行規則附則第７条第１８項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	⑸　施行規則附則第７条第１７項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
⑹　［略］	⑹　［略］
１５　［略］	１４　［略］
（土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第２１条　次条から附則第３１条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	第２１条　次条から附則第３２条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
⑴～⑺　［略］	⑴～⑺　［略］
⑻　平成５年度適用市街化区域農地　法附則第１９条の３第４項	⑻　平成５年度適用市街化区域農地　法附則第１９条の３第５項
（令和７年度又は令和８年度における土地の価格の特例）	（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）
第２２条　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６８条の規定にかかわらず、令和７年度分又は令和８年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第２２条　市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６８条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地であって、令和８年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同	２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であって、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同

年度分の固定資産税の課税標準は、第６８条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	年度分の固定資産税の課税標準は、第６８条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第２３条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第２３条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３ま

５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
第２５条　地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号。附則第４６条において「改正法」という。）附則第２１条第１項の規定に基づき、令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しないこととする。	第２５条　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。附則第４６条において「改正法」という。）附則第１４条第１項の規定に基づき、令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しないこととする。
（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第２６条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定	第２６条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定

に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
［略］	［略］
（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例） 第２７条　［略］ ２・３　［略］	（市街化区域農地に対して課する平成６年度以後の各年度分の固定資産税の特例） 第２７条　［略］ ２・３　［略］ ４　令和２年度分の固定資産税についてさいたま市市税条例の一部を改正する条例（令和３年さいたま市条例第２０号）による改正前のさいたま市市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第２７条第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第２７条第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。
第２８条　市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区	第２８条　市街化区域農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「

域農地調整固定資産税額とする。	市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
（免税点の適用に関する特例） 第３１条　附則第２３条、第２６条、第２７条又は第２８条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第７０条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第２３条、第２６条又は第２８条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第２７条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第２８条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第２７条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。	（免税点の適用に関する特例） 第３１条　附則第２３条、第２６条、第２７条又は第２８条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第７０条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第２３条、第２６条又は第２８条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第２７条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第２８条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第２７条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。
（特別土地保有税の課税の特例） 第３４条　附則第２３条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第２１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１１７条第１号及び第１２５条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第２３条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	（特別土地保有税の課税の特例） 第３４条　附則第２３条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第２１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１１７条第１号及び第１２５条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第２３条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和９年３月３１日までの間にされたものに対して課す	２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和６年３月３１日までの間にされたものに対して課す

る特別土地保有税については、第１１７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。	る特別土地保有税については、第１１７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。
３～５　［略］	３～５　［略］
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）
第３６条の２　［略］	第３６条の２　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第３６条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）
第３７条　［略］	第３７条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第３７条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
４　［略］	４　［略］
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第３８条　［略］	第３８条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規	

定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第３８条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第４１条　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４１条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第４１条　［略］ ２～４　［略］ ５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４２条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４２条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４２条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４３条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４３条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４３条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４３条の２　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４３条の２　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］

⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４３条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
３・４　［略］ ５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４３条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	３・４　［略］ ５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４４条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 ３・４　［略］ ５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　附則第１５条の５及び附則第１５条の８の規定の適用については、附則第１５条の５第１項及び附則第１５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４４条第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 ６　［略］	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４４条　［略］ ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ３・４　［略］ ５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴～⑷　［略］ ６　［略］
（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第４５条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第４５条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た

額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	額。以下この条において同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の

３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
第４６条　改正法附則第２１条第１項の規定に基づき、令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないこととする。	第４６条　改正法附則第１４条第１項の規定に基づき、令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないこととする。
（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第４７条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第４７条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
［略］	［略］
第４９条　市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第２７条の規定の例により算	第４９条　市街化区域農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第２７条の規定の例により算

定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第５３条　［略］	（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第５３条　［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第１１条の次に１条を加える改正及び附則第１２条の改正は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさいたま市市税条例

（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第３０号

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（さいたま市国民健康保険税条例の一部改正）

第１条　さいたま市国民健康保険税条例（平成１４年さいたま市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課税額） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>２４万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>２４万円</u>とする。 ４　［略］	（課税額） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>２２万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>２２万円</u>とする。 ４　［略］

（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和６年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２１条の改正を次のように改める。

（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>２４万円</u>を超える場合には、<u>２４万円</u>）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。	（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>２２万円</u>を超える場合には、<u>２２万円</u>）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２４，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　８，５４０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　９，３８０円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２２，９６０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，５６０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　８，４００円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に２９万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１７，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，１００円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　６，７００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５４万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，０００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，４４０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，６８０円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人

２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に２９万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１６，４００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　５，４００円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　６，０００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５３万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，５６０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，１６０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，４００円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人

について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　５，２５０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，７５０円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１４，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１７，５００円 ⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，８３０円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，０５０円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　４，８８０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，１００円 ３・４　［略］	について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　４，９２０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，２００円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１３，１２０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１６，４００円 ⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，６２０円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　２，７００円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　４，３２０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　５，４００円 ３・４　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。